

1. 議事日程（第3日目）  
（予算決算常任委員会）

令和4年 3月14日  
午前 9時00分 開議  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第24号 令和4年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第28号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (3) 議案第29号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (4) 議案第30号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計  
予算
- (5) 議案第39号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算
- (6) 議案第40号 令和4年度安芸高田市水道事業会計予算

3、閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	金 行 哲 昭	副委員長	新 田 和 明
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	山 本 数 博	委員	武 岡 隆 文
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	児 玉 史 則
委員	大 下 正 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	秋 田 雅 朝
委員	石 飛 慶 久		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（20名）  
市 長 石 丸 伸 二 副 市 長 米 村 公 男

企画振興部長	猪掛公詩	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	事務局 長	森岡雅昭
地域営農課長	三戸法生	農林水産課長	森田修人
商工観光課長	松田祐生	農業委員会事務局 長	佐々木浩樹
管理課長	神田正広	住宅政策課長	小櫻静恵
建設課長	五島博憲	すぐやる課長	河野宏基
上下水道課長	聖川学	上下水道課特命担当課長	佐々木光孝
議会事務局次長	國岡浩祐	商工観光課課長補佐	小野光
地域営農課鳥獣対策係長	佐々木覚朗	農林水産課農林土木係長	森竹和

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係 長	藤井伸樹	総務係主任主事	岡憲一



午前 9時00分 開会

- 金行委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は15名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第12回予算決算常任委員会を再開いたします。  
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。  
直ちに、本日の審査に入ります。  
議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の件を議題といたします。  
これより、産業振興部・農業委員会事務局の審査を行います。  
予算の概要について、説明を求めます。  
重永産業振興部長。
- 重永産業振興部長 産業振興部が担当する、令和4年度当初予算の要点を施政方針、安芸高田市当初予算資料、以下予算資料と呼びます、を用いて説明いたします。  
予算資料1ページ、No.2安全・安心を守る取組。下から3行目、農林水産課は、農地等災害復旧に取り組みます。昨年8月の豪雨からの復旧を目指すための農地及び農業用施設の復旧でございます。  
施政方針5ページ、(5)産業の振興。5点目は、産業の振興ですのくだりでは、農業における経営改善、有害鳥獣対策、圃場整備、商工の振興に取り組みます。具体的には、予算資料6ページ、No.18農業振興の基盤整備。農林水産課は、圃場整備事業、大型農業団地整備の推進に取り組みます。地域営農課は、スマート農業技術実証調査事業に取り組みます。同じページ、No.20有害鳥獣対策の実施。地域営農課は、イノシシ対策モデル事業、鳥獣対策アドバイザー、有害鳥獣捕獲事業、防護柵等実施に取り組みます。  
予算資料7ページ、No.22地域の仕事づくり。商工観光課は、サテライトオフィス等誘致事業、企業立地推進事業、起業支援事業、パラレルワーク等創出事業に取り組みます。  
施政方針6ページ、(6)文化・芸術の振興。6点目は、文化・芸術の振興ですのくだりでは、毛利元就、サンフレッチェ広島、広島安芸高田神楽が鍵を握る言葉です。具体的には、予算資料7ページ、No.24地域の文化・歴史・スポーツを活用した地域活性化。商工観光課は、神楽による観光プロモーション事業、元就郡山入城500年プレ記念事業、サンフレッチェ広島応援事業に取り組みます。  
各事業の推進につきましては、関係団体と連携し取り組みます。  
以上、産業振興部が担当する令和4年度当初予算の要点です。
- 金行委員長 続いて、地域営農課の予算について説明を求めます。  
三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 それでは、地域営農課が所掌いたします令和4年度予算につきまして、

概要を説明いたします。

まず歳入の主なものですが、予算書25ページをお開きください。

予算書25ページ下段、第1節農業費補助金の説明欄。金額については、記載のとおりですので省略いたします。

中山間地域直接支払事業費補助金は、交付金、事務推進費に係る補助金でございます。高度経営体集積促進支援事業費補助金は、原山地区大規模野菜団地整備に係る農地集積の補助金。農地・水保全管理支払交付金事業補助金は、多面的機能支払事業に係る補助金でございます。

新規就農総合支援事業補助金は、新規就農総合支援事業、いわゆる新規就農者の経営開始にかかる補助金でございます。園芸作物条件整備事業補助金は、羽佐竹、鍋石地区大規模野菜団地土壌改良に係る補助金。有害被害防止総合対策交付金は、有害鳥獣対策にかかる交付金でございます。経営所得安定対策等推進事業補助金は、米の需給調整事務にかかる補助金です。

次に、35ページをお願いします。

第3節雑入のうち、地域営農課関係雑入。地域農業再生協議会受託金は、安芸高田市農業再生協議会からの事務委託金です。

続いて、歳出に移ります。117ページを御覧ください。

説明欄、農地対策に要する経費の内訳。農地保全対策事業費310万9,000円は人・農地プランに基づき農地の有効活用を図る事業でございます。

119ページ。有害鳥獣対策事業費7,984万1,000円は、鳥獣アドバイザー、有害鳥獣死骸処理業務、捕獲委託、防護柵設置、食肉処理施設運営、イノシシ対策モデル事業にかかる費用でございます。営農体制の整備に要する経費。中山間地域等直接支払事業費2億1,350万9,000円は、中山間地域等直接支払交付金が主な支出となっております。多面的機能支払交付金事業費4,744万1,000円は集落などで農地や水路の維持活動を行う組織に対する交付金が主なものとなっております。

121ページを御覧ください。

米の需給調整事業費2,466万3,000円は、経営所得安定対策の事務について、安芸高田市農業再生協議会において実施するものでございます。ただし、実際には農業推進班長の設置経費など、協議会から市が業務を受託し実施する形となるため、歳入において931万9,000円を計上しております。

担い手育成事業費8,160万円の主なものは、羽佐竹・鍋石地区大規模野菜団地土壌改良に係る園芸作物条件整備事業委託料、高度経営体集積促進支援事業補助金は、原山地区大規模野菜団地整備に係る担い手集積率に応じた補助金でございます。

新規就農総合支援事業補助金は、人・農地プランなどに位置づけられた青年就農者に対する経営開始交付金。スマート農業技術実証調査費補助金の取組は、ICTを活用した水稻水管理、衛星画像による生育予測、

均平化圃場の収穫量調査を、J A広島北部と行うものでございます。

農業後継者育成支援事業補助金は、広島県農業技術大学校就学に係る支援。担い手機械等整備支援事業補助金は、認定農業者などの担い手に対する機械など導入助成でございます。

地産地消の推進に要する経費。地産地消推進事業費30万円は、アグリセミナーなどを行う産直市農産物生産振興支援事業補助金です。事業を推進することで、ベジパーク安芸高田を通じた販売促進などを図っていきたいと考えております。

生産条件整備事業費841万円は、野菜の生産振興としてパイプハウス・野菜機械導入助成。また、循環型農業の推進として、堆肥助成を行うものでございます。

123ページを御覧ください。

次に、農業振興施設管理運営費2,186万1,000円は、農業振興施設にかかる管理運営費です。畜産振興に要する経費ですが、畜産振興事業費657万円の主なものは、家畜診療所の運営負担金、和牛改良及び酪農振興にかかる補助金です。

125ページをお開きください。

畜産振興施設管理運営費2,372万1,000円は、堆肥センターなどの市が所有している畜産関係施設の管理運営を行うものでございます。

以上で、地域営農課関係の予算概要につきまして説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

今、高齢により専業農家の人が後継者不足で農業をやめざるを得んというような状況が随分前から続いとるんですが、これについて行政のほうへも要望があつたりして来とる思うんです。このたびの予算で、そういう専業農家が後継者がおらんいうことでやめざるを得んと、そういうような状態の人をどこか若い人の就労者を探して、専業農家のほうへ紹介すると、こういうような事業が考えられるんですが、このたびの予算で、どこでそんなことが用意されているのかお伺いいたします。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

これにつきましては、担い手育成に係る費用として現在考えております。ページ数、121ページ、担い手育成支援事業費、その中の新規就農総合支援事業補助金、これにつきましては経営開始5年間の経営が安定しない時期を支援する事業でございます。これは、国の交付金を活用した事業でございまして、継続7名、新規4名の方を現在予定をしております。また、その下、農業後継者育成支援事業補助金、これにつきましては今年度、令和3年度については該当者はございませんでしたが、農業技術大学校のほうで就学し、2年間技術を学ばれる方に対する支援をし、J Aで半額ずつ出し合った基金を使って事業を実施しているものでござ

います。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今のは、就農が決まった人の支援だろう思うんですね。就農を希望する人を探すとかという窓口が要ろうと思うんですけど、新たな就農者の募集とかいうことについての対策は、この中でどこになるのでしょうか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、特段予算を計上しているわけではございません。ですが、県の就農支援課、またJAと連携しながら、そういった情報をいただいた際には、例えばアグリセミナーを通じて少し農業に取り組んでみるとか、そういったことへの誘導、もしくは農の雇用事業というのが国の事業でございます。これは、法人などで研修をしながら就農の技術を高めていく事業でございますので、そういったところへの誘導とか、そういったところで対応していきたいというふうに考えおります。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません。先ほどの質疑にちょっと付随するんですけども、いわゆる市として新規就農者を集めるために、いわゆるリーフレットというか、そういったものは用意されてるのでしょうか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、市単独で用意したものはございません。ですが、県の総合的なリーフレットなりホームページ、そういったところに市の情報を掲載しているという状況でございます。

以上です。

○金行委員長 田邊委員。

○田邊委員 先ほど、県の地域営農課と一緒に連携しているというお話だったんですけども、県のほうだとマッチングフェアとか就農支援フェアとか各地でされてると思います。ただ、コロナの影響で開催されなかったりということはあると思うんですけども、そういったところに参加するためには、やはりそういった市独自のリーフレットないし案内を用意して、そういったところに参加されるほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そういったところはどのように考えておられるかお聞かせください。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 現在のところ、リーフレットを作ったの参加というところまでは考えておりませんが、当然、県のほうからは就農フェア、そういったところに参加するかどうかという問合せもございます。そういった際に、内容に応じて出席をして情報提供していくということになるかと思っております。

以上です。

○金行委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

秋田委員。

○秋田委員 119ページの中山間地域等直接支払事業費についてお伺いをいたします。令和3年度、今年度当初予算のときに説明があったのは、高齢化による事務手続等に課題がありますよということで1年を経過したということで、この来年度については管理システム拡張整備業務委託料として前年度よりもかなり増額されております。一方、人材派遣業務委託料ではかなりの減額となっておりますので、こうしたところの課題に対する予算編成になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、確認業務の改善というところで予算のほうを計上させていただいております。現在、市のほうをお願いをして現地確認をしていただいているところでございますが、やはり確認をされる方も年々高齢化進んで、夏の暑い時期でも現地確認ということで、なかなか人の確保が難しくなっている現状でございますので、来年度につきましては衛星画像を活用した現地確認のほうに少し切り替えていこうということで、予算の構成を変えているところでございます。

秋田委員、御指摘の事務の効率化の部分でございますが、職員のほうで集落の代表者の方にいろいろお手伝いをさせていただきながら、また集合研修なかなか難しい中でございますので、各支所を回って申請を受け付ける、そういった少しきめ細やかな取組をすることで地元負担を少しでも軽減していきたいということで、今年度より取り組んでいるところでございます。

以上です。

○金行委員長 秋田委員。

○秋田委員 今年度の取組について、そういった思いはあられるんで、この直接支払受ける方への周知徹底、こうしたところはやっぱり時期的には早い時期で徹底をされたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺りの計画はありますか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 改めての周知というところまでは現在考えておりませんが、過去にやられていて取組が現在されていない地域などで、やはり農地の管理、そういったところでの御相談でございます。そういった際には、中山間の直接支払制度であるとか、そういった制度を活用しませんかということで御提案させていただいて、地域の中にも持ち帰りいただいて相談していただくというような取組をしてみたいと思います。

以上です。

○金行委員長 秋田委員。

○秋田委員 もう一点ほどお願いいたします。

121ページの地産地消推進事業についてでございます。説明では、主にはアグリセミナーの開催であったり、ベジパークあきたかたの生産向上に期待するとかそういったような類いだったと思うんですが、私がお

伺いたいのは、まずはここに出ている産直市農産物生産振興支援事業補助金、これを大きく減額ということと、廃止事業で農産物6次産業化推進事業補助金というのが廃止されたということとでございます。この質問をさせていただいたのは、地産地消を、もう長い間地産地消推進を掲げて取り組まれてきた経緯がございますが、少しこれでいくとマイナスに向かうような気がするんですが、そういったことはございませんか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 産直市に係る今年度からの減額でございますが、これにつきましては産直市のオープン1年前から集中的に事業を実施してきたものでございます。それ以前は、特産品づくりなど別途事業があったんですが、今回のこの事業につきましては、産直市が開業する1年前から3年間ということで事業実施をさせていただいたものでございます。約5億円の販売というところで、ある程度目標が達成されたということで大きく減額をし、またアグリセミナーなどそういったソフト面での支援を充実させていきたいということで、予算組みをさせていただいております。

また、6次産業化の事業でございますが、こちらにつきましてもベジパークオープン1年前から6次産業化という事業で実施しておりますが、申請件数も年間1件ないしゼロ件ということがございますので、ある一定の役割を果たしたのかなということで、今年度で終了させていただいております。

以上です。

○金行委員長 秋田委員。

○秋田委員 大体理解はさせていただきました。ただ、農産物生産振興という観点からいろいろ物事を考えたときには、やはりその振興には何が必要なのか、どういったことが大切なのかということが基本だと思いますし、そうした目的を持ったいわゆる計画、そういったもので振興を図っていくのがベターじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺りの振興計画とかいうのはどうお考えでしょうか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、やはり生産者団体でありますし、ベジパークの直接の運営者でありますJA等が中心となってお願いしていきたい項目になろうかと思っております。側面的な支援といたしまして、野菜ハウスの導入助成であるとか野菜機械の導入、そういったところで冬場の品薄を解消していくと、そういった事業も確保して継続してやっておりますので、そういった部分、支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長 秋田委員。

○秋田委員 今のお話でJAと連携をしていかななくてはいけない。御承知のように、周知のとおり、JAが来年度一元化、統一をされるというふうになっておりますが、そうしたときに振興、JAとの連携ですね。そこら辺りが変わってきてはいけませんけども、大きくなるということは少し連

携をする上において変わってくることがあるんじゃないかという懸念があるんですが、そこら辺りはどのように思われていますか。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

J Aの合併が目前に迫っているということございますので、組織なり体制のところを注視しながら、意見交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

芦田委員。

○芦田委員

121ページの担い手育成事業は、これからますます重要になってくると思いますが、園芸作物条件整備委託料の2,280万円について、詳しく説明をしてください。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

園芸作物条件整備事業委託料でございますが、これにつきましては現在行っております羽佐竹地区大規模野菜団地、こちらの土層改良に係る委託料でございます。実際に事業に取り組まれるのはそこに入植される農業者の方が事業をやっていただくという形になっております。これにつきましては、原山地区大規模野菜団地でも実施しておりますが、当該地区、重粘土の土層ということで、単純に表土を使っただけで作物が作れるという状況にないことから、土層改良を実施するために支援をするものでございます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございます。

南澤委員。

○南澤委員

123ページ、農業振興施設管理運営費の14節工事請負費の主なもの、この内容を説明してください。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

123ページ、農業振興施設管理運営費工事請負費、単独事業でございますが、710万6,000円のもの、四季の里ブドウ園のブドウ棚の撤去に係る工事費でございます。

以上です。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

四季の里ブドウ棚、今はブドウも生産されないということだと思っておりますけれども、その後はどのようになる予定でしょうか。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

現在、ブドウ棚があることで農地としてなかなか活用できない状況でございます。そういった中で耕作者を探していくというのが大変困難ということございますので、これにつきまして現在使われていない棚も撤去をすることで農地として利用できる状況にし、併せて営農者を確保していくという取組になろうかと思っております。

以上です。

- 金行委員長 南澤委員。
- 南澤委員 今、ブドウ棚になっているところを農地に戻してということだと思うんですけども、どういった営農者を募っていく御予定でしょうか。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 基本的には、営農者の内容につきましては、御提案、また活用したい方との協議になろうかと思いますが、現在考えておりますのは露地野菜の栽培を中心に営農者を探していければというふうに考えております。また、これにつきましては、果樹を否定するとかそういったものではございませんので、申し添えておきます。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんか。
- 山根委員。
- 山根委員 119ページの有害鳥獣対策事業費なんですけれども、この有害鳥獣の被害は大きくなるばかりで、その中で3年度よりも4年度は減になっているというところ。有害鳥獣対策事業費が減になっているその説明と、どこに力を入れているのかというのを、予算資料から見ると鳥獣対策アドバイザーだけがこのたびはプラスになっているだけで、後のイノシシ対策モデル事業、有害鳥獣捕獲事業、防護柵等設置助成事業、全て減額の中でこの有害対策事業費ができています。
- さらには、鳥獣資格後継者育成補助金、それから実施単位狩猟者登録費用助成金もこれなくなってるんですけど、廃止されたのかを、その説明を伺います。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 減額の主な理由でございますが、これにつきましては、令和2年の被害が極端に大きかった、また捕獲頭数が例年より1,000頭近く多かったということで、それに見合うだけの予算のほうを確保しております。ですが、今年度の実績見込みから、そこまでの支出にならないだろうということがございましたので、それに準じて予算を計上させていただいているところなんです。
- ただ、捕獲頭数のところですが、これにつきましては捕獲対策協議会に係る捕獲で国の交付金をできるだけ活用していきたいということで、捕獲に係る委託料の部分を一部国庫補助金のほうに回しているというところございますので、積極的な捕獲活動の実施というところは今までどおり実施していきたいというふうに考えております。
- また、防護柵の設置費につきましても、今年度予算の執行見込みを参考に令和4年度の予算を計上させていただいているところでございます。
- 以上です。
- 金行委員長 山根委員。
- 山根委員 重ねて言ったので答弁漏れになったんだと思いますが、狩猟資格後継者育成補助金、さらには狩猟者の登録費用の助成金は、この辺りはカットされたということですか。

- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 狩猟者免許の更新につきましては、有害鳥獣対策補助金の中に含めて計上させていただいております。ですので、有害鳥獣対策補助金につきましては、免許の更新であるとか後継者の育成、そういったところを含んだ予算となっております。
- 以上です。
- 金行委員長 山根委員。
- 山根委員 今回の有害鳥獣については、新年度に向けてはある程度捕獲頭数というか、それが減になっていく。これ令和2年度かなり被害が大きかった。それに対して今度、令和4年度に向けては被害額としては下がっていくという予測であると受け止めてよろしいですか。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 これにつきましては、令和2年度がかなり被害のほう、また捕獲頭数のほうが多かったということで、令和元年度程度の見込みになるのではなからうかということで、予算のほうは計上させていただいております。
- ですので、一概には言えませんが、令和2年度ほどの被害にはならないのではないかとこのように考えているところでございます。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。
- 山根委員。
- 山根委員 畜産振興に要する経費についてお伺いします。123ページです。これも令和3年度と対比しますとかなりの減額をされております。そんな中で減額の大きな理由についてをまずお伺いします。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 畜産振興事業費につきましては、今年度、畜産クラスター事業ということで、鍋石地区の堆肥舎の整備の国庫事業を取り組んでおります。基本的には、そこの部分が減額になるということです。
- 以上です。
- 金行委員長 山根委員。
- 山根委員 引き続き125ページ、畜産振興施設管理運営費、これの14節の工事請負費単独事業の中身を御説明は先ほどはなかったと思うのでお願いいたします。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 こちらにつきましては、高宮町船木地区におきまして、高宮実験牧場という全農が運営されている肥育の施設がございます。そちら、施設を整備される際に、地元協議の中で水源確保の協定が結ばれております。今回、予算計上させていただいておるのは、その島之尾地区のボーリング工事に係る工事費でございます。これにつきましては、かなり水量のほう、制限されているということで、最近の生活様式にはなかなか対応し切れてないということ、地元より要望ございまして、水源のほう確保す

るものでございます。

以上です。

○金行委員長 ほか。山根委員。

○山根委員 関連なんですけれども、123ページに循環型農業推進事業補助金というものがあります。これについても減額、半減ぐらいになってるんですけれども、この補助金の中身、どのような循環型を求めた補助金なのかお伺いいたします。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、市内三つの堆肥センターの堆肥購入に係る助成金でございます。現在、各センターのほうの運営状況、また堆肥の販売状況から、不足が生じるケースも多々出てきております。そういった中で今までどおりの補助金額を交付するのが適切であるかということございましたので、また、新たに堆肥舎が整備されるということございますので、来年度につきましては今までの堆肥助成を半額にしていこうということで、堆肥助成の減額となっております。

以上です。

○金行委員長 ほかには質疑はございますか。

熊高委員。

○熊高委員 歳入のほうの25ページの下から3番目の園芸作物条件整備事業補助金、これは歳出でいえばどこになっておりますか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 歳入の園芸作物条件整備事業補助金1,424万円、これに係る歳出でございますが、121ページ、担い手育成事業費園芸作物条件整備事業委託料ということで、2,280万円が計上されております。

以上です。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 これについては、先ほどの質疑の羽佐竹地区の土層改良にということでしたが、これの土層改良のいわゆる内容については、どのようなものですか。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 これにつきましては、土の土層を改良するというので、バーク堆肥の大量投入を予定しております。

以上です。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 それに関連するといいますか、123ページ、先ほど山根委員がおっしゃった循環型農業の補助比を半分にするということですが、原山地区の土層改良というのは、今のバーク堆肥を持ってくるということで、以前から他所から持ってくるというのはどうかということでしたが、これは土層改良ということで、バークが適切だというようなお話がありましたので、それは理解しておるんですが、この循環型農業の堆肥助成が半額になることによって、農家の受け取る側、そちらは割高になるというこ

とになるんだと思いますが、その辺のこの考え方をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

これにつきましては賛否あるかと思いますが、現在、市の関係しております3センターの堆肥助成という形で実施しております。ですが、畜産農家の方、独自に堆肥も生産、販売をされている物ございます。また、新たに鍋石地区に堆肥舎の整備がされ稼働していくという状況ございます。そういった中で、堆肥助成のほうをいつまでも続けていけるかどうかというふうに議論した中で、特定の堆肥センターの堆肥助成を継続するというのではなく、より堆肥センターごと、また畜産農家それぞれが独自の経営を、また創意工夫による経営をしていただいて収支を出していただく方向に切り替えていきたいというふうに考えて、堆肥助成の暫定的な1年減額。以降、堆肥助成につきましては、需要と堆肥センターの関係によって金額を決めていただける状況にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

課長のおっしゃることは、一定の方向づけとして理解はできますけれども、今年度半額にするということで、そういう堆肥離れを農家がする可能性はないのか。あるいは、今おっしゃった新しい堆肥センターを広島牧場ですかね、その関係で造っておるといふ、その生産がどのように流れができてくるのか、そこらも見極めた上でやるほうが適切ではないかなという気がするんですが、その辺の検討も十分されたということですか。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

やはり、堆肥の需要について、かなり伸びてきている部分もございませぬ。また、堆肥の製造量自体は減産もしくは新たな堆肥センターができることで一定の量の確保まではいけるんじゃないかという生産の動向というふうに考えております。ですので、農業者からすれば、安ければ安いに越したことはないということございませぬが、適正価格で物を販売していくという方向に切り替えていく、その第1弾というふうに御認識いただければと思います。

以上。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

今年度、試行的にという言葉じゃなかったか分かりませんが、そういった方向で取り組んでみるんだと、その結果を踏まえて農家の状況も含めて、再検討する余地があるというふうに読み取って聞いたんですけども、それでよろしいでしょうか。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

原則で申し上げますと、やはり畜産農家が自分の経営の中で出てきた堆肥について、それぞれの経営の中で販売し、収支を均衡に持っていく

というのが本来の方向性だろうと思っておりますので、その部分については補助を現在、今の段階で絶対やめるとか、そういったことは申し上げられませんが、その方向性、収支の均衡という方向性に持っていくというふうな思いは変わっておりません。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

今年度の状況を見るということで、取組をすることを注視をしたいと思いますが、とりわけ副資材のおが粉とかそういったものも木材の関係も含めて、いろいろ高騰する可能性もあるんですね。あるいは、燃料にしてもそうですけど、これは全ての産業にそうでしょうけども、そういったことも踏まえてしっかり注視をしながら、状況に応じて農家との意向も聞きながら、しっかりと中途でも検討する必要があるれば検討するという御認識でよろしいでしょうか。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

経済状況、大変今変わってきておりますので、そちらについては注視していかざるを得ないかなというふうに考えておりますが、原則のところはなかなか変えにくいものだと思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員

すみません。先ほどの熊高委員と答弁の中で、堆肥センターを新たに造ってということだったんですけど、この令和2年の決算のときに、需要自体はあるということだったんですが、酪農家が微減であるために飼育頭数が減っていて、原材料の確保が難しいという答弁をいただいていると思うんですけど、そこがちょっと要は、新たに造るけども、結局、原材料が入らなかつたら生産力というのは上がってこないと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えかお聞かせください。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

今回、新たに堆肥舎を整備される農業者につきましては、既存の堆肥センターへの持ち込みございましたので、その部分は増産となるかと思えます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

新田委員。

○新田委員

まず、廃止事業。今回、地域営農課であるかどうか、そこを1点伺います。

○金行委員長

三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長

6次産業化に係る施設機械等の導入助成につきまして、廃止としております。

以上です。

○金行委員長

新田委員。

- 新田委員 その6次産業化について、今後新たな就農の方が使われるとかいったことはもうないということで、今回打ち切りという考えでよろしいでしょうか。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 6次産業化の事業につきまして、実施をする中でやはり商工業の方、また農業者の方でも加工というところになってくるんですが、どちらかというと商工関係の事業者の方が、安芸高田市内の農畜産物を使った加工というところでの手挙げをいただいているケースが多うございました。そういったところでいいますと、多分制度を活用いただいて6次産業化に取り組んでいただく、そのほうがスムーズになるのではないかというふうに感じております。
- 以上です。
- 金行委員長 新田委員。
- 新田委員 私、市からの商工観光課と連携を取りながら、新たな事業をやりたいということに対して、もし話が出たときには補正組むなりするような形も考えていただいて、どうか新たな事業が興せる安芸高田市になっていただきたいということで、私は感じております。
- 次の質疑、もう一点伺います。
- 鳥獣対策事業のところ、もう少し細かく話ししていただいたほうが分かりやすいかなと思うんですが、どんなでしょうか。アドバイザーのところですね。
- 金行委員長 三戸地域営農課長。
- 三戸地域営農課長 119ページ、鳥獣対策事業費のところでございます。アドバイザーの部分ということになります。予算的などころでいいますと報酬、会計年度任用職員報酬、月額報酬205万円が鳥獣アドバイザーの報酬でございます。また、職員手当、旅費につきまして、鳥獣アドバイザーに係る人件費等となっております。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって地域営農課に係る質疑を終了いたします。
- 続いて、農林水産課の予算について説明を求めます。
- 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 それでは、農林水産課が所掌します令和4年度予算についての概要を説明いたします。
- まず歳入の主なものですが、予算書の17ページをお願いいたします。
- 17ページ上段、災害復旧費分担金の説明欄。
- 農地災害復旧事業分担金及び農業用施設災害復旧事業分担金は、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る地元分担金でございます。同じく、

林業費分担金の説明欄。治山事業分担金は、小規模崩壊地復旧事業に係る地元分担金でございます。

23ページ下段、総務管理費補助金の説明欄のうち上から4行目、地籍調査事業費補助金は、地籍調査成果の数値情報化に係る補助金でございます。

27ページをお願いします。

27ページ上段、林業費補助金の説明欄。治山事業費補助金は、小規模崩壊地復旧事業5件に係る県補助金、ひろしまの森づくり事業費補助金は、里山林整備など、ひろしまの森づくり事業実施に係る県補助金でございます。同じく27ページ中段、農林水産施設災害復旧費補助金の説明欄3件は、令和3年8月豪雨で被災した農地、農林業施設の復旧工事等に係る補助金でございます。

続いて、歳出でございます。67ページをお願いいたします。

説明欄の下段、地籍調査に要する経費の地籍調査事業費417万7,000円の主なものは、69ページ、地籍調査成果の数値情報化に伴う業務委託料320万円でございます。

続いて125ページをお願いします。

説明欄中段、農村整備に要する経費の、農村整備総務管理費2,063万1,000円の主なものは、土地改良区及び土地改良協議会に対する運営補助金1,367万2,000円、並びに市内3土地改良事業の償還助成金495万7,000円でございます。その下、農業用施設の維持管理に要する経費の農業用施設維持管理費5,210万6,000円の主なものは、市管理の農業用施設に係る光熱水費872万4,000円、127ページ、ため池しゅんせつに係る市単独工事請負費900万円、農地・農業用施設の修繕や小災害復旧に係る補助金2,100万円でございます。

127ページ中段、土地改良事業に要する経費の圃場整備事業費1億2,995万5,000円の主なものは、令和4年度に採択申請を行う県営圃場整備2件の調査設計業務720万円、及び高宮町原山鍋石地区の県営圃場整備に係る市負担金1億1,950万円でございます。

127ページ下段、林業総務管理に要する経費の林業総務管理費1,723万8,000円の主なものは、129ページ上段、郡山の指定施業要件の変更に係る業務委託料440万円、森林経営管理制度に係る林業専用道調査業務委託料660万円、令和3年8月豪雨で被災した八千代町末石地区の地滑り警報装置設置業務237万6,000円でございます。

129ページ中段、林業普及振興事業に要する経費のひろしまの森づくり事業費4,158万1,000円の主なものは、里山林整備や人工林整備など、第4期目を迎えるひろしまの森づくり事業の推進に係る森林整備補助金でございます。

129ページ下段、林道整備に要する経費の林道維持管理費710万2,000円の主なものは、林道維持修繕料270万円、131ページ、林道除草業務委託料408万7,000円でございます。

131ページ上段、治山事業に要する経費の小規模崩壊地復旧事業費3,139万5,000円の主なものは、令和4年度に計画している5件の復旧工事請負費などがございます。

189ページをお願いします。

189ページ下段、農地災害復旧に要する経費、農業用施設災害復旧に要する経費、及び191ページ中段、林業施設災害復旧に要する経費の主なものは、いずれも令和3年8月豪雨で被災した国庫補助対象の農地107件、農業用施設42件、及び林業施設4件の災害復旧に係る工事請負費などがございます。

以上で、農林水産課の予算の概要説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 131ページの治山事業に要する経費のうち、小規模崩壊地復旧事業の中の14節の工事請負費5件ですね。まずそれ聞いてみたいと思いますが、令和4年度の対象となる災害地、これが全部これで完了するのでしょうか。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 この5件は、いずれも令和3年8月豪雨での被災地でございます。基本的には、令和4年度で完了する予定でございます。

以上でございます。

山本数博委員。

○山本(数)委員 今ちょっと質問したのは、令和4年度で小規模崩壊地復旧事業の対象が5件しかなかったんですかということをお聞きしたんです。その5件に対して全部やるんですよという予算ですかということをお聞きしたんですけど、その辺はどうなんですか。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 この小規模崩壊地復旧事業は、災害が起こるまで35件の要望がございました。新たに今回の災害で5件の要望がありまして、こちらのほうが優先という県の判断のもと、4年度で5件の、今回の災害の5件を先にやっていくということでございます。ですから、まだあと35件ぐらいの要望が残っております。

以上でございます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 18節の単独補助の小規模崩壊地関係補助金との兼ね合いはどうなるんですか。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 18節の単独補助でございますが、これは小規模崩壊地復旧事業の対象とならないさらに小さな災害復旧でございます。ですから、農災で言えば小災害と言われる部分でございますけれども、それに対する上限50万

円の単独補助金ということでございます。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

18節の単独補助事業は、50万円を上限とした県の対象にならない小規模の事業と言われたんですが、これは対象となるものは何件あって、そのうち何ぼがこの令和4年度に解消するような方向に行ったのか、その数字を教えてくださいたいと思います。

○金行委員長

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

この単独補助金は、令和4年度に起こる小災害の部分の補助金でございますので、一応今のところは4件を想定しておりますけれども、4年度に何件起こるかというふうについてはお答えできません。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

今、答弁の中で14節の工事請負費の県費補助の対象にならない令和3年度の災害かというふうに受け止めたんですけど、令和3年度の県費補助の対象にならない小規模崩壊になる災害はなかったんですか。

○金行委員長

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

これは、先般の産業厚生常任委員会でも報告いたしましたけれども、小災害が全部で130件起こっておりますけれども、林務については4件というところで補助金を3年度については出しております。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

では、今の18節の単独補助事業の件については、令和3年度の災害はもう済んだというんで理解していいですか。全部、対策は済んでおるということで。

○金行委員長

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

今回、先般の補正予算のときに繰越し予算を上程させていただきましたけれども、3年度の小災害については、その繰越し予算で対応させていただくように考えております。

以上でございます。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

それでは、令和3年度の小規模崩壊の対象になるものは、対策中だと、もうやっとなんていうことで理解します。

14番の工事請負費ですが、令和4年度は優先的に対応して、5件をやるようにしたいというふうに言われたんですが、以前から申出のあった35件は、令和4年度には対応してもらえないと、こういう結果になつてくると思うんですね。この小規模崩壊で家の裏山がずるといのは物すごい不安な状態でも来られると思うんですけど、負担金が伴うんで一概に市はやりたくてもできないという部分もあろうと思うんですね。ですが、この35件についてはやっていただきたいと、こういう申出があった件数だというふうに思うんですが、これらの解消については、どうしても市の単

独費用を伴うんですが、どの程度1年間に解消するんだという考えを持たれとるんか。予算の範囲であるだけでやるんよいうんじゃ、いつまでたっても終わらんとするんですね。この35件をいつまでに解消するんじやいう考え方を持って、財源確保や何かの計画を立てられないけん思いますけど、これはいつまでに解消するという考えでおられますか。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 この小規模崩壊地復旧事業は、県の事業でございます。県のほうに採択の要望を県の職員と一緒に歩いて、現地を見て要望はしておりますけれども、なかなか採択にならないというところではございます。今回5件上がったのは、当初3件でございました。それを2件ほど増やしていただいたというところございますので、引き続き県のほうに要望を重ねてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 県がなかなか採択にならないいいましても、市の事情と市の計画と、それを県へ話をしても、それがなかなか受け入れられんのか、このぐらいできませんかいうところで受けられんのか、計画性を持った県との協議が必要じゃと思うんですが、市の計画を持たれとるんかどうか、持たれていればどういう計画で今県と交渉しよるんじやが、何件を何年でやる予定で出したんじやが、県の予算がないけ3件にされたんじやとか、こういうことが経過であろう思うんです。その辺をお聞かせください。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 毎年、要望のほうが一、二、三件ずつ上がっております。県のほうにもそれを毎年報告をいたしまして、採択を受けるように要望はしておりますけれども、なかなか採択にならないと。市のほうとすれば、毎年二、三件の要望を解消していきたいというふうに考えておりますけれども、それに向けて県のほうに要望を重ねてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 課長を責めるんじゃないんですよ。市民が困るとるもんで意見を言いますよ。去年、県へ行ったんですよ。治山の担当する課長さんと話しましたよ。うちの2件ぐらいしか対象にならんのかと。物すごいとるんで、県はどうしてやってくれるのかいうて質問したんです。そしたら、これは市の予算を伴うんで、市が予算をされて、これだけはお願ひしたいと言うて来られたら、うちのほうも考えないけん思いますよ。要は、県も銭が要るんじやが、市のほうも銭が要るんで、5件分予算したけ、5件分してくれんかいうて来られりゃ考えないけんということも言われたですね。その辺はどうなんでしょうか。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 今回、現在のところ30数件の要望が上がっております。ただ、その中

で緊急性を要するというものについては、全てではないというところでございます。今回、その順位を決めるのに点数で順位を決めていくようなものも作りました。それに伴いまして予算化をしていく予定でございませうけれども、今後、小規模崩壊地については、予算の確保を目指しながら、県のほうにも要望を重ねてまいりたいというふうに考えます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 どうも課長を責めるんじゃないですよ。どうも具体性に欠けると思うんですね、計画性に欠けると思う。要は、このたびみたいに令和4年度5件ほど消化するということになると、7年かかる。残り35件残つとるんですよ。7年かかって、毎年5件やっても7年かかる。それで、今度は対象者は自分の負担を覚悟の上でお願いに来とってじゃろ思うんですね。7年の間に過去の例からいうて3年に1回災害の大きなのが起きよる。中には、市全体で大きな災害はなくても、部分的にはこういった小規模の対象になるような大雨も降りよるんですね。そういう意味では、やっぱり地元の要望を踏まえて、市の計画を持って、何年のうちには片をつけるというようなところのスタンスがなげにやいけんと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

これは、市長でないでと答弁できん思いますけど、市長どうですか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 状況を見極めながら、必要性に応じて対応していきます。

○金行委員長 ほかに質疑ございせんか。

秋田委員。

○秋田委員 129ページのひろしまの森づくり事業費についてお伺いをいたします。18節に国・県補助で森林整備補助金ということがございます。具体的に内容は、里山保全活動というところまでは認識しておるんですが、令和4年度辺り、どういったことを予定されてるのかお伺いしたいと思います。

○金行委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 ひろしまの森づくり事業は、平成19年から始まりまして第4期目が今度始まるというところでございます。この2月に県のほうから方針が出されました。その中で本市で取り組む予定のものは、先ほど言われました里山林対策と環境貢献林、人工林の整備を行うようにしております。また、新たな山林の守り手の育成を、森林整備をされる団体であつたり担い手のいう方を育成する事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○金行委員長 秋田委員。

○秋田委員 この事業自体、継続性というか昨年度よりも今年度、また補助も含めて増額となつておるんですが、その継続性、地域地域、1年ごとで終わるものなのか、継続性を持ってやっていかれるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○金行委員長 森田農林水産課長。

- 森田農林水産課長 里山林整備につきましては、ある程度の地域をまとめて申請をしていただきます。その中で1年で整備が終わる区域のところもありますし、2年、3年で継続で整備をして行うというものもございます。これにつきましては、新年度に入りまして整備を行いたい事業者を募集をかけてまいりたいというふうに考えております。
- 金行委員長 秋田委員。
- 秋田委員 分かりました。しっかり募集のほうがないとこの補助金のする意味がないんで、成果がないんで、そこら辺りを周知をお願いしたいと思います。
- もう一点ほど、同じページの林業総務管理費に関係あるとこで委託料の129ページの竹チップパー機管理業務委託料とございます。この件について、この管理業務、どういったところにどうされてる。多分、桑田のことかなと思うんですけども、そこら辺りどのようになっているんでしょうか。
- 金行委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 竹チップパーは、現在、美土里堆肥センターの指定管理者である業者さんのほうに委託をしております。そちらのほうで貸出しの業務を担っていただいております。
- 以上でございます。
- 金行委員長 秋田委員。
- 秋田委員 では、美土里のはちょっと意味が違って、それはすぐそこで管理されとるんで、これは堆肥センターで。
- 活用のほうは、堆肥センターでそれをしっかり活用されて、竹粉を混ぜた堆肥ですか、そういったものに活用されると思うんですが、そこら辺りは委託料としては増額となっているんですが、しっかりとした活用がなされているんでしょうか。
- 金行委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 この竹チップパーでチップにした竹を堆肥の緩衝材に使われたり、また一般市民の方への貸出し業務も担っていただいております。
- 以上でございます。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 189ページの災害復旧費に関することなんですけれども、先ほどの説明だと令和3年8月の豪雨災害に関する費用だということだったんですが、平成30年災については、もう全て完了したという認識でよろしいでしょうか。
- 金行委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 過年災でございますけれども、平成30年災、21件今年度残っておりますけれども、あと4件工事が完了しておりません。ちなみに、令和元年災につきましては、全て終了しております。令和2年災につきましては13件残っておりますけれども、8件現在残っております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって農林水産課に係る質疑を終了いたします。

ここで換気のため、10時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、商工観光課の予算について説明を求めます。

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 それでは、商工観光課が所掌します令和4年度当初予算について概要を説明します。

最初に、歳入の主なものについてですが、予算書19ページをお願いします。

上段、商工使用料3,867万2,000円は、サッカー公園施設利用料、緑の交流空間の施設利用料です。

続いて21ページ下段を御覧ください。

国庫支出金商工費補助金1,206万6,000円は、神楽甲子園及び子ども神楽大会における文化庁の文化芸術振興費補助金、またサテライトオフィス誘致プロモーション、誘致促進助成金、企業連携推進事業補助金における内閣府の地方創生テレワーク交付金です。

続いて、27ページ上段を御覧ください。

県支出金商工費補助金43万9,000円は、お試しオフィス（緑の交流空間）を活用し、企業誘致を推進するチャレンジ・里山ワーク事業の補助金です。同ページ下段、土地建物貸付収入、高宮パストラルや向原レポートの家賃収入など、財産貸付収入1,156万5,000円のうち250万円です。

続いて、歳出です。67ページ中段を御覧ください。

外郭団体等運営指導事業費1億6,407万4,000円は、指定管理しております主要観光6施設の維持管理及び運営に要する経費で、主には、北の関宿トイレ・駐車場のライン補修の設計に係る委託料70万円、また主要観光施設の指定管理料1億5,276万2,000円、工事請負費として、北の関宿トイレ改修工事、土師ダム周辺コースのための自転車誘導サインの設置など930万円の工事請負費です。

続いて、131ページ下段、133ページ上段を御覧ください。

商工業振興事業費2,302万1,000円は、市商工会及び工業会と連携し進める商工業振興に要する経費で、主には、市商工会運営補助金2,205万9,000円、産業フェア開催補助金35万円です。

続いて、133ページ中段を御覧ください。

商工業振興施設管理運営費919万8,000円は、お試しオフィスとして使用する緑の交流空間、ショッピングセンター高宮パストラル、向原駅産業支援センターラポート、そして八千代振興施設フォルテの指定管理料を含む維持管理経費です。

続いて、133ページ下段、135ページ上段を御覧ください。

企業立地推進事業費5,163万9,000円は、工場の規模拡大や、市外からの企業誘致、そして創業等の奨励及び支援に要する経費で、主には、工場立地法に係る特定工場リスト作成及び現状調査等に伴う会計年度任用職員の報酬153万1,000円、企業立地奨励金695万4,000円、負担金補助及び交付金4,174万4,000円のうち、主なものとして、135ページ。サテライトオフィス誘致に伴うPR経費に800万円、またサテライトオフィスの進出助成として300万円、進出企業と行政が連携し地域課題の解消につなげる事業を支援する、企業連携推進事業に500万円。

Withコロナにおけるリモートワーク、高度なITスキルを活用した副業等、多様な働き方を推進するパラレルワーカー創出事業に200万円。進出企業の拠点整備、改修を助成するサテライトオフィス誘致事業に1,300万円。新規創業者へ設備、建物改修を助成する、起業支援事業に930万円となっております。

続いて、同ページ中段から135ページを御覧ください。

観光振興事業費5,587万1,000円は、神楽や毛利元就、サンフレッチェといった当市の観光資源を活用した観光振興に要する経費で、主には、神楽定期公演に係る業務委託費400万円、負担金補助及び交付金4,835万5,000円のうち、神楽甲子園実行委員会475万円、137ページ、市観光協会運営支援事業に1,350万円、5月に実施する大阪神楽公演など、大都市プロモーション事業へ600万円、毛利元就郡山入城500年記念事業プレイベントを展開する3市町連携事業に560万円、神楽ドームで県内各市町と連携して実施する神楽公演への事業補助金として260万円です。

観光振興施設管理運営費6,529万7,000円は、郡山公園をはじめ、大土山憩いの森など観光施設に係る維持管理及び運営に要する経費のほか、主には令和4年度から教育委員会生涯学習課より事務移管される、サッカー公園指定管理料5,720万8,000円となっております。

以上、商工観光課関係の予算概要について説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

施政方針の中の5ページ、(5)の産業振興の中に、商工の振興についてはITやエンタメなど本市にない業種の企業誘致に力を入れと書いてありますね。本市にない業種の企業誘致やITやエンタメなどの誘致をするということだろう思うんですけど、その予算の中でこの分でその市のこの組織を使って企業誘致をやるんじゃないかとこのところを具体的に教えて

いただきたいと思ひます。

○金行委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 企業誘致の関係でございます。135ページをお願いいたします。

こちらのほうの補助金の中にサテライトオフィス誘致PR等補助金でありますとか、サテライトオフィス進出助成金、そういったものを活用させていただきまして、いわゆるエンタメという業界、映画、音楽、テレビ、演劇、出版社、アニメーションでありますとかゲームのクリエイターさん、そういったところの業種。昨今では、県内の自治体でもいろいろなそういう誘致の広報を行っておられます。当市においても誘致先群の中でも食をテーマにしたエンタメの企業さんも来ておられるところでございます。そうした新たな、これまでにない工業いうところではない新たな分野の誘致のほうを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 企画はすばらしいと思うんですけど、手応えのほうはどうなんでしょうか。

○金行委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 手応えというか、これまでもマッチングという、企業とマッチングをさせていただくようなイベントにも参加させていただいて、かなり関心はいただいておりますので、引き続きそうしたところの企業誘致に力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 次に、歳入についてちょっと質問していきたいと思ひます。19ページの使用料及び手数料ですが、一つが、1の商工使用料の中の説明の中にサッカー公園施設使用料3,800万円と書いてあるんですけど、この間サッカー公園の設置条例の中の使用料の欄を見ましたら、あれは最高限度額が書いてあるいうて書いてあったんですけど、サンフレッチェの関係は使用料4,000万円と書いてあると思うんですよ。3,800万円と設置条例の4,000万円との違いですね。そのところをちょっと教えてください。

○金行委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 サンフレッチェ広島からの使用料ですけども、条例には4,000万円が上限になっています。実際にサンフレッチェ広島から入る使用料の額は、市とサンフレッチェ広島のほうで協定を結んでおりますけれども、これを額のほうはその都度変更してるんですけど、平成17年に温水プールができたときに、その後協定を変更しまして、総額4,000万円にしております。これは、サッカー公園に係る使用料なんですけれども、その中の話の中で、オプション的に温水プールのほうも使わせてもらいたいということで、市のほうで200万円を温水プールに充てているということで、

200万円は教育委員会のほうの使用料に充てております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど、山本委員の質問に関連するんですけれども、施政方針の中でITやエンタメなど本市にない業種の企業誘致に力を入れということなんですけれども、今、エンタメについては説明があったかと思うんですが、これまでの安芸高田市の産業振興と随分毛並みが変わったというか、エンターテインメントというところは特にそうだと思うんですけれども、まちづくりとしてどういうふうなまちづくりを思い描いて、こういったところに力を入れるんでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 まちづくりというところの観点でございますが、やはりこうした少子高齢化が進む中において、これからもっともっとそういったインターネットであるとか、ITを活用した社会になってくるんじゃないかというふうにも考えております。そうした中で、このような企業を誘致することによって、そうした勉強会であるとか、そういったところを進めながら、安芸高田市内においても、そうしたインターネットであるとか、またはPay Payであるとか、いわゆる電子的なところをしっかりと組みながら、安芸高田市の中にもそういう機会ができるようなところがやっていきたいというような思いはしているところでございます。そういった企業を誘致することによって、インターネットの強い安芸高田市になっていけばというふうなところも考えているところでございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 133ページの企業立地推進事業費なんですけれども、この奨励金の部分が、去年は2,598万円なんですけど、今年度は減額されているようですが、その理由を教えてください。

○金行委員長 答弁よろしいですか。

小野課長補佐。

○小野商工観光課長補佐 減額の理由なんですけど、企業立地奨励金につきましては、指定した企業、工場を建てる企業なんですけれども、指定した企業に対し、一定の設備に対して奨励金が出される内容になります。したがって、設備に関しましては、減価償却などもございまして、3年間でこれを支払うというような流れになっておりまして、年々下がっていくというのが通例でございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません。67ページの指定管理のところなんですけれども、神楽門

前湯治村ですが、経営陣が替わったということがあって、もう1年たとうかと思いますが、旧経営陣が持たれている株については、これは市のほうではどのように、今後されていくのか、教えてください。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 旧経営陣の株につきましては、最終的には神楽門前湯治村の会社の持ち株ということで、処理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 田邊委員。

○田邊委員 例えば、もちろん湯治村という会社があるわけで、そちらの資金で買い戻すということが、当然であるとは思いますが、現状、指定管理として、市としてお金を出している状況の、今の湯治村の経営状況の中で、買い戻し金をプールできる見通しというのは、あるのでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 買い戻し金につきましては、現状、コロナ禍において、なかなか厳しい状況ではございます。そうした中で、もう少しちょっとお時間はかかりますが、何とかそういったところ、捻出していくように、指導のほうはしているところでございます。

また、併せまして、市のほうがもう既に50%以上保有しておりますので、市のほうが持つというようなことは考えておりません。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員 同じく67ページの指定管理料についてなんですけれども、教育関係の指定管理施設が軒並み減額、指定管理料減額になって、公募により減額になっているかと思います。ただ、産業関係の、指定管理施設については、前年と同じ額の指定管理料となっています。このあたりの削減がやっぱり必要になってくるのではないかというふうに思われるんですけれども、その見通しについて、お伺いいたします。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 令和4年度で基本協定の3年目を迎えます。令和4年度中に次の基本協定のほうをつくっていくというところで、準備のほうを進めていきたいというふうに考えております。この間、湯の森でありますとか、そうした大きな修繕になる工事もやっております。そうしたところも、今後、ランニングでありますとか、そういったところを調整しながら、指定管理料のほうへ反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 今の答弁は、ここにある6施設全部、今年度で見直しかけて、3年の契

約というのは、更新が来年度ということで理解でよろしいでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 6施設全部ではございません。4施設が今年度、見直しをするということです。

以上でございます。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 それぞれの施設がその該当施設で、該当していない施設については、いつが更新なのかを答弁願います。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 6施設の中で、神楽門前湯治村、エコミュージアム、土師ダム、神楽門前湯治村、道の駅北の関宿、たかみや湯の森、エコミュージアムの5施設が、今年度対象になります。道の駅については、もう1年残っておりますので、来年、再来年度、年度で言えば令和5年度に変更になる予定でございます。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

新田委員。

○新田委員 指定管理料のことは、大体理解できたんですけども、リニューアルについて、この令和4年度はたかみや湯の森しか、喫緊ではなかったと思うんですが、令和4年度について、例えば神楽門前湯治村の温泉場とか、それから、たかみやのエコミュージアム川根の温泉というか、お風呂施設について、故障があるんじゃないかと聞いていたので、それについて、もしここで答弁ができれば、お願いします。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 どの施設も、かなり古くなっておりまして、老朽化が進んでおるところでございます。その中において、計画的な更新をしながら、継続的に経営ができるような施設にしていきたいというふうには考えているところでございますが、この間、各施設の現場のほうとの調整、またトーマツという監査法人のほうにも入っていただきまして、いろいろ計画のほう、話をさせていただいているところでございます。施設管理、また経営も併せて、今後引き続き検討、協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員 137ページの観光振興事業費の18節。大都市プロモーション事業補助金、600万円についてお伺いします。

大阪公演のことだと思っておりますけれども、この大阪公演を経て、安芸高田市へ誘客するようなその動線を作りたいと、そういうような触れ込みで、この事業、始まっているかと思いますが、このたび5月に大阪公演、行われるんですが、その先ですね。安芸高田に誘客していくための

仕掛けというのはしっかりできているのでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 JR西日本、またJTB等、そういった旅行代理店等にも、いろいろ話をさせていただきながら、誘客につなげる策を練っているところでございます。

まず今回は、第1回目ということもございますので、何とか大阪公演を成功させていきたいというふうに考えております。その後、継続的に大阪公演をする中において、通話造成でありますとか、そういった民間の力を借りながら、誘客に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 併せて、大阪公演につながるころでは、万博、大阪万博へのパビリオンへの出展が期待されるのではないかというような説明があったかと思いますが、そのあたり、事後、どうなっていますでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 これまで、パビリオンに入る企業、またそこに、パビリオンの企業から受ける下請の業界、そういったところに、何件かこれまで話のほうをさせていただいております。なかなか、安芸高田市、神楽だけで、そのパビリオンの中に入っていくというのは難しいというふうに、返答も頂いているところでございまして、何とかチャンスを見つけていって、大阪万博のイベントの中で取り上げていただくような方向で、安芸高田市、また神楽の魅力を高めながら、そういったところに出していきたいというふうに考えているところでございます。

引き続き継続的に、プロモーションのほうを仕掛けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 このたびの大阪公演につきましては、その万博関係者というのは、しっかり来られるような案内ができていますでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 はい。大阪の自治体、またそういう関係する業界、そういったところにも、お話のほう、させていただいておりますので、そうしたところから来賓として案内をさせていただいて、安芸高田市の神楽、安芸高田市の魅力を大阪の会場で知っていただきたいということで、御案内のほうはさせていただくということで、今、調整、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに。

南澤委員。

○南澤委員 同じページの観光振興施設管理運営費、12節委託料ですけれども、大

土山管理委託料ということで、これは大土山の憩いの森キャンプ場のことかなというふうに認識します。

事務事業評価シートのほうでは、キャンプ場、無料から有料化にしていくというような話があったかというふうに思うんですけども、このあたりの進捗状況をまず伺います。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 大土山のキャンプ場につきましては、こちらの施設は国が持っている施設でございまして、それを安芸高田市が受けて、今、運営をしているというところでございます。今、無人の状態でのキャンプ場になっておりまして、火災でありますとか、そういったところが大変危惧しておるところでございます。また、不法投棄、そういったものもかなりあるような状況にもなっておりますので、検討しながら基本的には封鎖、閉鎖をするような方向で、調整のほう、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに。

南澤委員。

○南澤委員 すみません。今、無人というような説明があったかと思うんですけども、そこに110万7,100円の予算をとというのは、これ、どういうふうな使われ方をするのでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 地元の方に、管理、清掃をしていただいております経費、また小修繕が出ております。そうしたところにこの経費を充てさせていただいているところでございます。

基本的には大土山の憩いの森の日常管理について、2名の方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 先ほど小修繕、修繕があるかというふうなお話だったかと思うんですけども、閉鎖を検討している施設で修繕する意義というのは、どういったことになるのでしょうか。

○金行委員長 松田商工観光課長。

○松田商工観光課長 すみません。小修繕の中に、除草、草の除草、そうしたところも含まれております。また、小修繕というのは、碎石でありますとか、そうした水がかなり出るところもございまして、駐車場になっているところのその碎石についても、若干修繕をかけないと、なかなか轍になっているところもございまして、そうしたところに経費をかけさせていただきたいというふうに思っております。

この大土山を閉鎖するということになれば、山に戻さないといけないということもございまして。その山に戻していくにも、現状あるトイレでありますとか、炊事棟、そうしたところを閉じていくということになれば

ば1,000万円以上のお金がかかっていくということでございますので、その辺の財源とも併せながら、状況を見ながら、最終的には廃止というふうな方向で、今、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

キャンプ場については、ほととぎす遊園だったり、琵琶ヶ池キャンプ場だったり、民間のほうに事業委託、それは民間に委ねて事業をしているというふうに思いますが、この大土山については、そういった考えはございませんでしょうか。

○金行委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

はい。大土山については、確かに民間の企業さんが、入ってきたりということであれば、検討はできるんじゃないだろうかというふうに思いますが、大土山については、トイレの関係がくみ取り式になっております。そうしたところで、ほととぎす遊園でありますとか、琵琶ヶ池については、合併浄化槽、そういった設備が整っておりますので、民間さんが、入ってくるのに、大土山であれば、かなりの設備投資、最初の設備投資がかかってくるということもございますので、なかなか民間さんのほうも、手が挙げにくいんじゃないだろうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

では、民間から活用提案があれば、応じるという理解でよろしいでしょうか。

○金行委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

はい。検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

芦田委員。

○芦田委員

67ページの道の駅三矢の里あきたかたの指定管理料、2,700万円になっていますが、道の駅全ての施設の指定管理料ということになってるのでしょうか。

○金行委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

道の駅、外郭団体委託料のほうでしょうか。はい。三矢の里あきたかたと北の関宿の指定管理料は別々に計上しております。

○金行委員長

芦田委員。

○芦田委員

三矢の里の指定管理料についてです。2,700万円。ですね。

これは、三矢の里の全てのエリア全体の管理料が2,700万円ということですか。

○金行委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

はい、そうです。そのとおりでございます。

○金行委員長

芦田委員。

- 芦田委員 2,700万円のうち、主な費用は、例えば水道光熱費とか、一番大きい  
のから2番目ぐらいまで、そこで分かれば。
- 金行委員長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 まずは人件費、そして水道光熱費、そうしたところが大きなところにな  
っております。また併せて警備費が年間やはり5、600万円かかってお  
るということでございます。
- 以上でございます。
- 金行委員長 よろしいですか。
- 芦田委員 人件費について、金額が分かれば。
- 金行委員長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 手元に細かい数字を持ち合わせておりませんが、約1,000万円程度か  
かるんじゃないだろうかというふうに思っております。
- 金行委員長 ほかに。
- 芦田委員。
- 芦田委員 駐車場の管理委託が、かなり金額がかかって困ってるんだという話も  
聞きましたけれども、現時点では、駐車場の管理委託料はどれくらいに  
なったでしょうか。
- 金行委員長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 1年目につきましては、800万円程度かかったというふうに聞いており  
ます。今年度については、その半分ぐらいのところまで収めておるとい  
うところでございます。これにつきましても、1年目についてはやはりオー  
プン景気というものもございましたし、今年度につきましては、やはり  
コロナ禍ということで、外出自粛等もありましたので、土日につきまし  
ても警備員をつけないというような対応をしながら、そういったところ  
に警備費を削減しておるところでございます。
- 以上でございます。
- 金行委員長 芦田委員。
- 芦田委員 質問します。
- 137ページの観光協会運営支援事業の1,350万円は、観光協会、今、道  
の駅に入っておられますけれども、主にどのような事業に対する支援  
の1,350万円なのか、伺います。
- 金行委員長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 観光協会のほうの補助金でございますが、主には行政、商工観光課と  
一緒になって、毛利元就、サンフレッチェ、神楽、そういったところの  
情報発信、またイベント等と一緒に動いている団体でございます。  
そうした中で、主には人件費があります。そのほかに、人件費と、あと  
店舗を持っておりますので、そういったところの経費でありますとか、  
また若干イベントもその団体で打っておりますので、そういった経費に  
なっているところでございます。
- 以上でございます。
- 金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって商工観光課に係る質疑を終了いたします。

続いて、農業委員会事務局の審査を行います。  
農業委員会事務局の予算について説明を求めます。  
佐々木農業委員会事務局長。

○佐々木農業委員会事務局 それでは、農業委員会事務局が所掌します、令和4年度予算について、説明をさせていただきます。

最初に歳入でございますが、予算書の25ページをお開きください。

下段、1節農業費補助金のうち、説明欄の上段から3段目、農業委員会費補助金は、農業委員の活動費等に対する補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。117ページをお開きください。

説明欄の上段、農業委員会の運営に要する経費のうち主なものは、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬1,746万円、下に下がりにまして、一般社団法人広島県農業会議への賛助会費68万2,000円でございます。

以上で、農業委員会事務局の予算について説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって農業委員会事務局に係る質疑を終了いたします。

これより、産業振興部・農業委員会事務局全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員 どこで聞いていいのかわからなかったもので、この場でちょっと質疑させていただきます。

耕作放棄地がかなり増えているというのは、皆さん、実感されていると思うんですが、今後、安芸高田市の取組の方向性なり、令和4年度、こういう考えは持っているというのがあれば、ここでちょっとお知らせいただきたいと思います。

○金行委員長 三戸地域営農課長。

○三戸地域営農課長 現在、耕作放棄地が増加している状況について、市といたしましても危惧しているところでございます。ただ、なかなか耕作放棄地でございますので、耕作をされる農業者を確保するというのが、一筋縄ではいかないという状況にあります。そういったことがございますので、現在、広島県のほうと、また農地中間管理機構と連携いたしまして、県内また県外含めた形で、新たな担い手の確保ができないかということで、農地情報なりを提供する、また、新たな担い手情報を県から提供いただく、それによって現地のほうを確認して、マッチングがうまくいけば、担い手として参入していただくという取組を、今年度試験的に取り組み、来

年度以降も継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

新田委員。

○新田委員

安芸高田市に住居がなく、農業だけされる方の周辺も荒れているということがありますので、だから、所有者が不明な土地に近い状態などところもありますので、その辺をしっかりと行政のほう現場に入っていて、集約されたらどうかなと思うんですが、最後これ1点、伺います。

○金行委員長

佐々木農業委員会事務局長。

○佐々木農業委員会事務局長

遊休農地になると思うんですが、それにつきましては、農地最適化推進委員さんのほうで、毎年6月から8月に調査していただきまして、またその後、その情報を整理しまして、所有者の方へ利用意向調査というものを行っております。この後、その調査によって、結果をまた農業委員会、また地域営農課、先ほどありました中間管理機構等と連携しまして、できるだけ担い手等に要件設定などをして、遊休農地を増やさないような対策を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

先ほどの質疑で、観光協会についての支援事業、中身は確認できたんですけども、エンタメ事業も含めて、安芸高田市のそういった事業の方向性、かなり変わってきつつあるように受け止めたんですけども、そういった関係で、観光協会に市が何を求めていくのかなというのが、観光協会の方向性も含めて、どんなふうに市と連携していくのか、そういったところが今の時点でお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○金行委員長

松田商工観光課長。

○松田商工観光課長

観光協会についてでございますが、先ほども話をさせていただきましたように、サンプルでありますとか、神楽、毛利、そういったところの連携を深めながら、また、地域の情報発信、そういったところをしっかりとやっていただきたいというふうに考えているところでございます。

今後につきましても、道の駅というところに、今現在入っておりますが、道の駅のほうとも連携を図っていただきながら、これまで以上に、観光協会のほうにも頑張りたいということで、これから指導のほう、引き続きしていきたいというふうに考えているところでございます。

○金行委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、産業振興部・農業委員会事務局の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。  
これより、建設部の審査を行います。  
予算の概要について説明を求めます。  
小野建設部長。

○小野建設部長

それでは、まず最初に、令和4年度からの機構改革によりまして、管理課と住宅政策課が統合され管理課となり、また、建設課とすぐやる課が統合され、建設課となります。したがって、令和4年度における建設部の執行体制は、3課9係で事務を執行してまいります。

それでは、建設部が所管しております予算について、概要を説明します。

予算資料の1ページをお開きください。

No.2安全・安心を守る取組の中段です。

木造住宅耐震診断改修補助事業は、補助の上限を上げ、耐震化の促進を図るため、拡充するものです。

一番下の土木施設災害復旧費は、令和3年8月豪雨災害の復旧に取り組むための費用を計上しております。

5ページをお開きください。

No.14、定住の取組です。

空き家改修補助事業は、転入者のみを対象としたものから、市内在住者に対象を拡大するものです。

若者世帯住宅新築等補助金、多世代同居支援補助事業、優良団地開発支援補助事業を活用し、さらなる定住の取組を行ってまいります。

No.15、空き家の対策です。

空き家活用事業として、引き続き空き家活用専門スタッフを配置し、新規空き家の確認と、空き家バンクへの登録促進を行ってまいります。また、各種事業により、空き家の適正管理に取り組めます。

No.16、生活インフラの整備、維持の中段です。東広島高田道路推進事業及び市道改良事業により、市内の幹線道路の整備を引き続き行ってまいります。

県道維持管理改修事業は、広島県から委託をされた県道の維持管理20路線と、改良事業4線の整備を行います。

その下、下水道施設の機能強化対策事業は、農業集落排水施設の機能強化のための調査設計及び対策工事を行います。

浄化槽施設整備事業は、公共浄化槽の整備を80基予定しております。各事業の詳細は、それぞれの担当課長から、予算書に基づいて説明をいたします。

○金行委員長

続いて、管理課の予算について、説明を求めます。  
神田管理課長。

○神田管理課長

管理課所管の主な説明をいたします。

まず、歳入の主なものでございます。

19ページをお開きください。

19ページ上段、上から6行目の土木使用料、1節道路使用料379万3,000円は、電柱などの道路占用料です。また、このページ下段、下から5行目の土木管理手数料94万4,000円は、屋外広告物許可手数料などがございます。

次のページをお願いいたします。

21ページ下段、下から5行目、道路橋梁補助金1億2,220万9,000円のうち、建築物土砂災害改修促進補助金として38万6,000円を計上しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

27ページ上段、上から3行目、土木管理費補助金19万3,000円は、建築物土砂災害改修促進補助金の県費補助金です。また、この枠内の下から3行目、河川費委託金99万8,000円は、河川清掃に係る県からの委託金です。

35ページをお願いします。

35ページは雑入でございます。3節雑入の説明欄の下から9行目、建設管理関係雑入の主なものは、国排水樋門26か所の管理委託料416万7,000円、県排水樋門11か所の管理委託料として94万4,000円などがございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明します。

55ページをお願いします。

下段、J R線対策事業費388万1,000円は、J R芸備線、3つの駅舎の維持管理経費でございます。

主なものは、12節委託料、向原駅周辺清掃・庭園管理委託料、甲立駅甲迎館及び吉田口プラットハウスの指定管理料です。

その下の市営駐車場管理事業費134万5,000円の主なものは、次の57ページに移りまして、12節委託料、高宮・美土里高速バス停にある駐車場の清掃委託料並びにJ R吉田口駅、甲立駅、向原駅駐車場の指定管理料です。

次に、137ページをお願いします。

下段の土木総務管理費168万1,000円の主なものは、139ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金で、県土木協会負担金などの負担金が66万4,000円、補助費として77万2,000円、この建築物土砂災害対策改修促進事業補助金は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内の建築物の補強工事などをする場合の補助をするものでございます。

その下、入札工事検査管理費176万1,000円は、入札事務、工事検査事務に係る経費です。

主なものとして、報酬の会計年度任用職員報酬、これは、2年に一度の入札参加資格申請の受付に係るものでございます。11節役務費は、入

札・契約システムの保守料、18節負担金補助及び交付金は、電子入札システム共同利用の負担金でございます。

同じページの下段、下から7行目、道路橋梁総務管理費734万7,000円の主なものは、10節需用費の光熱水費、これは市道の道路照明に係る電気代、12節委託料、141ページに移りまして、道路改良などに伴う道路台帳の整備、市道登記測量に係る委託料を計上しております。18節負担金補助及び交付金の生活道舗装補助金は、未舗装の生活道1か所分を計上しております。

次に、143ページの下段をお願いします。

143ページ下段、河川総務管理費980万9,000円の主なものは、145ページに移りまして、12節委託料、河川清掃業務委託料として、県河川、また下土師、桂、甲立の水辺の楽校の草刈り、大通院谷砂防公園の管理業務などに、また、国排水樋門24か所、県排水樋門11か所の樋門操作員の委託料を計上しています。

18節、補助費として、土師ダム湖畔の桜の手入れを行っている桜守プロジェクトに対して、30万円の補助金を計上しています。

同じページの下段、下から6行目、都市計画総務管理費1,268万1,000円のうち、先日、企画振興部政策企画課から説明があったマスタープラン策定に係るもののほか、都市計画審議会に係る報酬や、147ページに移りまして、18節、各種負担金でございます。

以上で、管理課所管の令和4年度の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

139ページの建築物土砂災害対策改修促進事業補助金というのを説明いただいたんですが、具体的にどんな内容になるのでしょうか。

○金行委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

土砂災害警戒区域の中の、特に危険とされているレッドゾーン、特別警戒区域の中に、現在、家が建っている状態で、それが土砂災害に対応していないような状態、普通の家は対応し切れていないと思いますが、その土砂を止めるための擁壁を設置するというような場合に、その補助金を出すというものでございます。

以上でございます。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

具体的に想定軒数はどのくらいあるのでしょうか。

○金行委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

土砂災害警戒区域内の軒数というのは、かなりたくさんあると思うんですけども、その軒数自体は、今ここで把握はしておりませんが、実際には、この補助金を使われているケースというものが、広島県内でまだない状態でございますので、もし申請があったとしても、1軒という

ふうに予想をしております。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

この77万2,000円という算定根拠は、1軒を想定しているということですか。

○金行委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

そうです。1軒です。1軒で、上限額が300数十万というふうに決まっておりますので、そのうちの国が幾ら、県が幾ら、市が幾らというところを算出して、上限いっぱいこの額を1軒分算定しております。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

こういった皆さんに具体的な話をした経緯があるのでしょうか。

○金行委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

はい。土砂災害警戒区域を設定した際に、皆様方に、市民の皆さんにお知らせした通知文の中で、それをお示ししておりますというところと、説明会を開かせていただいておりますので、そのときに説明をさせていただいております。

それから、例えば危機管理課が防災の研修などを行ったときにもお話をさせていただいているものと思っております。

以上でございます。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

要望等増えていけば、当然補正予算あるいは上部団体との連携も含めて行うということで、よろしいですか。

○金行委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

はい、そのとおりでよろしいです。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって管理課に係る質疑を終了いたします。続いて、住宅政策課の予算について説明を求めます。

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

それでは、住宅政策課が所管します令和4年度歳入歳出予算について、予算書によって説明をさせていただきます。

予算書の19ページをお願いします。

19ページ上段、住宅使用料、市営住宅使用料、並びに市有住宅使用料・共益費・駐車場使用料として、1億1,904万9,000円を見込んでおります。

続きまして、21ページをお願いします。

国庫支出金のうち、下段、住宅費補助金、住宅関連事業に係る社会資本総合整備交付金として、898万6,000円のうち、860万円を住宅課のほうで見込んでおります。

続きまして、31ページをお願いします。

繰入金のうち、中段、1節定住対策支援基金繰入金は、若者世帯住宅新築等補助金の定住対策補助金に充当するため、175万円を見込んでおります。

続きまして、35ページをお願いします。

諸収入のうち、下段、住宅関係雑入は、市有住宅退去に伴う修繕費入居者負担分等として、10万円を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の概要について、53ページをお願いいたします。

説明欄、市有住宅管理運営基金は、管理運営経費の財源に充てるため、2,742万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、147ページをお願いします。

右側説明欄の中段以降でございます。

住宅管理費は、257戸あります市営住宅等の管理に要する経費として、3,784万6,000円を計上しております。

主な内容としましては、市営住宅の修繕料として、2,160万6,000円、前年度からの増額は、昨年まで補正で対応していたものについて、過去の実績によって当初予算に計上したものです。

浄化槽の検査料及び入居前のハウスクリーニング、裁判手数料として312万9,000円、火災保険料として98万2,000円、水道水の水質分析、水源の管理や草刈り等の業務に対する一般業務に関する委託料として526万8,000円、12基残っております小型焼却炉の解体に伴うダイオキシンの調査委託料として、501万6,000円を計上しております。

続きまして、149ページをお願いします。

市有住宅管理費は、市内に3団地あります旧雇用促進住宅240戸の管理に関する経費で、3,172万5,000円を計上しております。

主な内容は、光コンセントの設置及び光ケーブル撤去、裁判手数料として266万7,000円、屋内式ガス風呂窯の保守点検料として132万円、住宅の指定管理に要する経費として2,475万円、住宅の駐車場用地の借上げ料として176万4,000円を計上しております。

続いて住宅建設費は、空き家対策事業及び住宅に関する各種補助金交付の経費として、3,962万2,000円を計上しております。

主な内容は、会計年度任用職員報酬、空き家活用等スタッフ2名の雇用に係る報酬として409万9,000円、報償費、奨励金470万円は、昨年まで補助金として交付しておりました空き家活用サポート補助金と、空き家バンク登録奨励金を、令和4年度から報償費として交付するよう変更したものでございます。

委託料のうち、一般業務に関する委託料は、空き家バンクの事前登録標識作成業務、特定危険空き家を判定する業務及び空き家解体の補助の前提となる老朽度の判定を建築士に委託する費用として102万5,000円を計上しております。

151ページをお願いします。

危険空き家の所有者に指導、助言を行うため、広島司法書士会に委託

して、空き家所有者を調査・特定する費用として100万円を計上しております。

負担金補助及び交付金は2,690万円を計上し、耐震診断・耐震化事業補助金は、診断補助の上限を4万円から30万円に引き上げて、耐震化の促進を図っていくものです。

若者世帯住宅新築等補助金は、令和4年度から子育て世帯に限定した対象者を、パートナーが40歳未満を含む40歳未満の単身者にも拡大し、名称を子育て住宅新築等補助金から変更したものでございます。

優良住宅団地開発支援事業補助金は、1か所の申請を見込んでおります。

空き家対策に関する支援として、空き家の購入補助金は廃止をしましたが、転入者のみを対象としていた空き家の改修補助金の対象者を、安芸高田市内在住者に拡大し、さらなる空き家の利用促進を図っていきます。また、空き家の適正管理から空き家の解体に対する補助金に300万円を計上し、多世代同居支援事業補助金・社宅改修事業補助金に450万円を計上しております。

以上で、住宅政策課が所管しております、歳入歳出予算の説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑はあるのですが、ここで換気のため、11時45分まで休憩させていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、質疑に入ります。

質疑ありますか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 149ページの市有住宅の管理に要する経費の中にあるんだろうと思いますが、さきに市有常友住宅と甲田住宅を平成8年4月から廃止するということを発表されたり、居住者の方に案内されたりしております。居住者の方たちに対する対策、対応は、このなか、別にそういう対策の予算が組んであるのかどうか、お伺いします。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 こちらのほうの管理、市有住宅の管理費の中でございますけれども、さきに廃止する市有住宅のほうの対策費のほうは組んでございません。今現在、入居者の方等々、いろいろ意見を聞いております。それらを踏まえて、今後必要であれば考えていきたいと考えております。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、入居者の人にいろいろ意見を聞いているというふうに聞いたんですが、その建物を代表する人たちですね、1人じゃなくて。それぞれの棟のそれぞれの階の代表というぐらいはお願いして、そういうと、1棟当たり5名ぐらいになろうと思います。2棟で10名ぐらいの人に代表になってもらうと、市の考え方やら対応やら、そういったことの話をして、入居者の理解を得ていくべきじゃろうというふうに思うんです。

それで、今、話をしておりますと言われたのは、そういうことでの話をされていかれるのか、個々に対応されているのか、その辺をお聞かせください。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 現在は個々に話を聞いております。今、大体4割ぐらいの方は話を聞いておるんですけども、やはりその中でまだお話できていない方、それぞれお話を伺ったんですけども、まだ決めきれてなく、お悩みを持っていらっしゃる方、多数いらっしゃると思います。

今、コロナ禍でございますけれども、それぞれ個々の方、事情も違うと思います。今後、住宅のほうに出向いて、例えば相談所を設けるのがよいのか、全体での説明会を設けるのがよいのか、その辺については、検討をしていきたいと思っております。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 危惧するのは、そうですねいうと、市の考え方に同調して、じゃあ民間のアパートに替わりますよとか、空き家を買って、空き家に行くとかいうふうに行かれる人はいいいと思うんですけども、どこへ行けども、この家賃でないとよそへはよう行かんという人がおられると思うんですね。そういったときの対応というのは、考えられて臨まれますか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 はい。当然今現在入っておられる住宅で5階の部分、エレベーターがないということで一番安い家賃となっておりますけれども、2万円をちょっと切るような形になっております。なかなかそういったものを用意するのは難しいと思うんですけども、住宅の困窮者、所得の低い方については、御相談いただいた方について、市営住宅、随時募集があるんですけども、そちらの市営住宅についての御案内をさせていただくというお話もさせていただいております。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 その市有住宅への案内というのはですね、そういう希望者に対して十分対応できるだけの空きがあるのか、ないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 はい。希望者全員、例えば、今、130何名ですかね、入居者いっし

やるんですけれども、その方全員に対応するだけにはございませんけれども、これから廃止していく、令和8年の3月まで、募集が出た場合について、今回、4月にもまた募集するんですけれども、随時案内はさせていただきたいと考えております。

- 金行委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 収容不能という結果は考えられませんか。
- 金行委員長 小櫻住宅政策課長。
- 小櫻住宅政策課長 現在、先ほど言った130名、その中で市営住宅への入居可能人数というのは、100世帯前後ぐらいはあるんじゃないかと思うんですけれども、それを全部というのは難しいかも分かりません。ただし、その入居可能の所得であっても、今でも民間住宅のほうにいらっしゃる方もいらっしゃるので、そこらのことについてはですね、本人さんと話を聞きながら、市営住宅がいいのか、それとも、民間住宅がいいのか。民間住宅のほうも、今現在、情報の提供を頂いている状況でございます。その中で御案内できるものがあれば、御案内をさせていただきたいと考えております。以上です。
- 金行委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 発表を聞いたときに、これは大事業になるのうというふうに思うんです。行き先のない人が出たりすることにならんように、市は対応せんやいかんのういうふうに思うんですね。
- 12月の説明の中を聞かせてもらいよったら、民間の貸家住宅もありますし、空き家住宅もあるというふうな話をされとったんですが、民間とか空き家とかいうことになると、市内の不動産業者の方やらなんかの情報も借りんにやいけんのじゃないかいうふうに思うんです。市の体制として、その不動産会社の人たちに来てもらって、対策協議会なり、そういうのを作って、情報を提供してもらったり、市の情報を伝えたりするような、組織的な対策を作るべきじゃ思うんですよ。それが、今のところじゃ不動産会社に相談したというのは、個々にどうなんですかというような形じゃろうと思うんですね。市内の不動産会社も、このことについて連携を取りながら、話をしていくという、その取りまとめ役を市が、住宅課がやると、こういうようなことで臨まにゃあ、130何軒の人に出てもらいうのは、もう至難の業じゃ思いますよ。そういう考えはありませんか。
- 金行委員長 小櫻住宅政策課長。
- 小櫻住宅政策課長 今、不動産会社のほうからも話を伺っているのもあります。ただ、うちのほうが間に入ってですね、そのものを取りまとめて、個々に住宅というのは、なかなか民間の部分で難しいのではないかと考えます。ただ、情報として、どれぐらいの家賃のものを持っておるかというのは、うちで把握しながら、個々に提供いうか、話を入居者の方へしていければと考えております。
- 金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 どちらの住宅にも、これからどうなるんだろうかという不安を持っておられる方が多分にあるんですね。私のところへも話があったんですが、その辺のことを踏まえると、今の市の体制じゃ、解決せんのではないかというふうに思う。

委員長、何か、じゃぶじゃぶ言いよる。やめてくださいや。うるさいのう。

○金行委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午前11時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

山本数博委員。

○山本(数)委員 新年度予算を組んだ中で、この対策について今、聞きよる。対策がない、予算をつけないというんで、予算を組まにやいかんのじゃないんかいうのと、その前の将来を危惧した質問をしよるんですね。予算に関連した質問じゃということで、聞きよります。

要は、今の入居者が不安がられているということについて、これからその事情を聞いてから、その人たちが困らんような対応をされる、その考えはありますか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 はい。当然、入居者の方には丁寧に対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 149ページの先ほどの市有住宅の件のこの工事の維持修繕工事の部分で、これは具体的にどこでどのような工事になるのか、お聞かせください。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 こちらのほうは、市有の郡山住宅のガス庫があるんですけども、こちらのほうの器具の更新工事となります。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑。

新田委員。

○新田委員 149ページの11番役務費、市有住宅のところ。役務費のところの手数料が、昨年に比べてかなり膨大な金額というか、予算ついてるんですが、もう一度ここを詳しく御説明いただけますか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 こちらの増額なんでございますけれども、市営住宅も一緒でございます。裁判費用、特に、滞納とかにそういうふうに対応するための裁判費

用のほうを計上させていただいております。

以上です。

○金行委員長

新田委員。

○新田委員

ということは、令和3年度に何かそういった案件が出たんでしょうか。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

はい。案件というよりも、やはり長期の滞納者の方の対応に非常に危惧しておるところでございます。議会のほうでも、退去命令とかそういうものを対応という話で、これから支払い督促とか、そういうもので対応を考えていきたいというのを御説明させていただいたと思うんですけども、そちらのほうの予算化でございます。

以上です。

○金行委員長

新田委員。

○新田委員

今回の市有住宅から出られる方に対してという、私は出たくないとか、そういった方に対しての弁護士費用ではないということで理解していいですか。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

はい、そのとおりです。

○金行委員長

新田委員。

○新田委員

私も昨日、おととい、吉田町、また甲田町の市有住宅、何件か回らせていただいて、お声を伺ってまいりました。本当に高齢者の独り暮らしとか、障害をお持ちの方、また外国人の方、小さな子どもさんがいらっしゃる御家庭とか、その辺をしっかりと市の執行部としてヒアリングしていただきたいというのが、現地に行ったときの、その方の声でした。私は家を買って出るので問題ないんですが、本当に困っていらっしゃる方は、随分、見る限りはいらっしゃると思うと。そこにきちっと声をかけていただきたいということがありました。それに対して、何かあれば、答弁をお願いします。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

先ほどのちょっと答弁と重複はするんですけども、個別に今、話は伺っておりますけれども、なかなかこちらに来にくい方、連絡取りにくい方もいらっしゃいますので、出張所ですね、そちらのほうに相談日を何日か設けて相談をするとか、全体で説明会をすとかいうのを、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員

すみません。市有住宅の件で、先ほど空き家対策で、市内の方もその空き家の改修が、市内の方も使えるようになったということなんですけれども、当然この市有住宅の方がもし出られるというときにも、当然使えるんだと思うんですけども、例えば今回そういうふうに変更されたというのは、そういうことも想定されて作られたというお考えなんですし

ようか。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

こちらのほうは前々から要望のほうは多くて、空き家を利用するのに今、市外の方だけという形になっておりまして、市内の、結構な方が市内の空き家を利用して、市有住宅から出られる方もそうなんですけれども、あります。そういうことも対応して、今回変更したものです。このことについては、市民モニターの中でも意見としてあったものでございます。

以上です。

○金行委員長

田邊委員。

○田邊委員

そういったことは、当然、今、聞き取りとかされている中で、そういった案内もされているんでしょうか。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

はい。何人かの方は空き家バンクの利用者登録の申込みをされた方もいらっしゃると思いますので、こちらのほう、ただ、まだ予算が出てない段階では、説明はできていませんけれども、こちらのほうへ来られる、最近ですね、来られる方については、お話をさせていただいております。

○金行委員長

ほかに。

田邊委員。

○田邊委員

すみません。先ほどのちょっと山本委員の部分で、市有住宅から市営住宅への案内もされているということなんですけれども、当然その応募の戸数と応募者が、応募者のほうが多いという場合があるんですが、それと、もちろん、その市有住宅に入られていない方の応募もあると思うんですよ、募集をされたときに。それは例えば、市有住宅の方を優先的に市営住宅へ移っていただくというお考えはあるのか、お聞かせください。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

現在のところは、抽選という形をとっておりますので、皆、平等の形になっております。今後、その辺については、ちょっと中でも話をさせていただきたいと思っておりますけれども、当然、市有住宅にいらっしゃらない方、移られる方でも、かなりの事情を抱えていらっしゃる方もいますので、その辺はよく考えていきたいと思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

149ページ、公営住宅の建設に要する経費の住宅建設費、12節委託料の空き家バンク事前登録標識作成業務というのは、これは新しい業務かと思うんですけれども、詳細をお聞かせください。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

こちらのほうは、令和4年度から始めさせていただき事業でございます。

内容といたしましては、まだ空き家になっていない住宅について、早急に空き家になった場合に、空き家バンクに登録していただきたいという思いもありまして、所有者が生きていらっしゃるうちに事前の登録をしていただき、そちらのほう、ドナーカードのようなものをお配りして、亡くなられたりとか、施設に行かれるときに、事前に市のほうへも相談をしておりますというのを、その相続人とか子どもさんらに分かるようにするものです。その標識をつくる委託料でございます。

今現在は、そういった形で事前の登録なんですけれども、行く行くはですね、いらっしゃるうちに、空き家バンク、名前はちょっと違うんですけども、登録ができて、その間に所有者がいらっしゃるうちに、引継ぎまでできるような形ができればというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

その同じところの委託料のところ、特定空家判定業務委託料、それから等級度判定業務委託料、重ねて次のページの危険空き家所有者特定業務委託料ということで、空き家、これは行政代執行に続く道のりはかなり強化されたなというふうに認識してるんですけども、そのあたりは今、どういう考えでこの事業を進めていらっしゃいますでしょうか。

○金行委員長

小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長

まず最初に151ページのほうの空き家の所有者の特定業務でございます。

空き家に対する通報というのは、やはりかなり入ってきております。それを対応するときに、まず所有者がどうしても分からないということがございます。行政代執行するにしても、略式代執行するにしても、所有者の方を特定する必要があるがございます。こちらの業務について、司法書士会さんの力を借りて、協定の下、所有者をまずはっきりさせていただいております。それに伴って、所有者のほうへうちが通知をして、それで対応してくださる方も何人かやはりいらっしゃるんですが、やはり全然対応して下さらない方もいらっしゃいます。

今後、先ほど言った特定空家の認定でございますけれども、令和4年度に入りまして、特定空家のほうも認定をして、それに伴う指導、勧告、最終的には行政代執行もあり得ると思うんですけども、そちらのほうの委託料として上げております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ありますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

こういった形で空き家を放っておくと、代執行までいくぞということを広く周知して、その放置される空き家を減らしていこうと。一方で、生前元気なうちに空き家バンクに登録していってもらって、少しでもいい状態で空き家として出てきて、次に使いたい人がいたら、そこに譲っていくという指針なのかと受け止めました。これをしっかりと広報など

をして、御高齢の方で、次に家を引き継ぐ人がいないという方に伝えていく必要があると思うんですけれども、その広報の在り方はどのようにお考えでしょうか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 当然、ホームページとか広報とかいうこともあるんですけれども、地域のことに一番詳しいのは、民生委員さんなんかも詳しいと思いますので、そちらのほうの会合で何か資料とかも配布できて、そちらのほう、情報を提供できたらなと考えております。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 当然、広報あきたかたのほうにも掲載していくという考えでよろしいですか。

○金行委員長 小櫻住宅政策課長。

○小櫻住宅政策課長 はい、そのとおりです。

○金行委員長 ほかに質疑はありますか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって住宅政策課に係る質疑を終了いたします。

ここで、13時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、建設課の予算について説明を求めます。

五島建設課長。

○五島建設課長 それでは、令和4年度建設課に係る予算の概要を説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

下から5行目、1節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金1億2,220万9,000円のうち、建設課に関わるものは、2,230万円となっております。市道改良事業の市道勝田根之谷線、池之内線対する交付金でございます。

次に、26、27ページをお願いいたします。

上段枠の下から4行目、1節道路橋梁費委託金1億7,886万4,000円のうち、建設課に関するものは2,700万円となっております。広島県から権限移譲された一般県道船木上福田線、三次江津線2路線の改良に対する委託金でございます。

次に、歳出になります。

予算書の139ページをお願いいたします。

中段の下、地域高規格道路対策費は、東広島高田道路の旅費、期成同

盟会の負担金として、14万1,000円を計上をしております。

141ページをお願いいたします。

下段、道路の新設及び改良に要する経費として、1億1,090万円を計上しております。

県委託県道改良事業3,200万円の主なものは、次のページの12節委託料100万円と、14節工事請負費の2,860万円でございます。

次に、市道改良事業6,390万円は、国の交付金事業として実施する2路線と、地方単独事業として実施する3路線の整備に要する経費でございます。

主なものは、12節委託料1,040万円と、工事請負費5,000万円です。

県営事業負担金事業1,500万円は、広島県が実施する令和4年度事業予定の道路改良、急傾斜地事業に係る市の負担金を計上しております。

145ページをお願いします。

河川改良事業は、継続して行っております八千代の南合川と、来年度、国土交通省が甲田町で実施する国道横断工の改修に伴い、下流の普通河川の改修に伴う調査設計委託料でございます。

以上で、建設課に係る予算の概要の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって建設課に係る質疑を終了いたします。

続いて、すぐやる課の予算について説明を求めます。

河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長

それでは、すぐやる課に係る予算の概要について説明をいたします。

歳入です。予算書の17ページをお願いします。

上段の交通安全対策特別交付金318万9,000円のうち、すぐやる課に係るもの290万円は、交通安全施設整備事業に対する交付金です。

21ページをお願いします。

下段の土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金1億2,220万9,000円のうち、すぐやる課に係るもの9,990万9,000円、市道維持、除雪及び通学路対策に対する社会資本整備総合交付金です。

次に、27ページをお願いします。

中段下の土木費委託金、道路橋梁費委託金1億7,886万4,000円のうち、すぐやる課に係るもの1億5,186万4,000円は、権限移譲された県道の維持費に対する委託金です。

その下、砂防費委託金140万円は、県委託急傾斜地崩壊対策施設の維持管理に対する委託金です。

続いて、歳出です。61ページをお願いします。

上段の交通安全施設整備事業費290万円は、交通安全施設の整備及び維持管理を行うため、14節工事請負費を270万円計上しています。

141ページをお願いします。

下段の市道道路維持費2億2,237万9,000円は、市道1,180路線、延長807キロメートルにおける維持修繕等を行うものです。

主なものは、市道除草作業等の謝礼、7節報償金を380万円、市道除草、除雪、路線維持補修及び支障木等伐採業務の12節委託料を1億6,180万円、舗装維持、通学路対策の14節工事請負費を5,330万円、また、舗装補修材等の15節原材料費として200万円を計上しています。

続いて、県委託県道道路維持費1億1,780万6,000円は、権限移譲による県道20路線、延長138キロメートルにおける維持修繕等を行うものです。

主なものは、県委託県道の除雪、路線維持補修業務の12節委託料を1億440万円、建設工事、測量設計の積算機器借上料として、13節使用料及び賃借料を209万円、路線維持修繕等の14節工事請負費を445万円、また、舗装補修材等の15節原材料費として100万円を計上しています。

143ページをお願いします。

中段の橋梁維持費1億5,940万円は、市道橋梁における老朽化対策を行い、長寿命化を図るものです。

主なものは、市道橋梁の定期点検業務及び修繕設計として12節委託料を8,900万円、橋梁補修工事の14節工事請負費を7,000万円計上しています。

145ページをお願いします。

中段の河川維持管理費3,100万円は、普通河川のしゅんせつを行うための14節工事請負費を計上しています。

続いて、県委託急傾斜地崩壊対策事業費150万円は、広島県から権限移譲を受けている2地区の維持修繕を行うため、12節委託料を145万円計上しています。

次に、191ページをお願いします。

土木施設災害復旧費事業2億4,700万円は、公共土木施設災害の復旧工事を行うものです。

主なものは、令和4年度発注予定の復旧工事及び令和4年発生災害の応急対応に係る12節委託料を1,500万円、14節工事請負費を2億3,200万円計上しております。

以上で、すぐやる課に係る予算の概要説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

141ページの道路維持に要する経費の市道道路維持費について、以前、決算のときに伺ったと思うんですけども、今年度、令和4年度の各町ごとの費用というのは分かりますか。

○金行委員長

河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長 市道の補修等に係る年間補修、除草、除雪委託料、それぞれ本庁及び各支所ごとに事業費を振り分けております。細かな内容が必要でしょうか。各町ごと。

それでは、市道維持年間補修、これにつきましては、吉田工区が1,400万円、八千代工区につきましては900万円、美土里工区については1,250万円、高宮工区につきましては、来原工区450万円、船佐工区500万円、川根工区450万円、甲田工区につきましては1,150万円、向原工区については900万円となっております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、すぐやる課に係る質疑を終了いたします。

続いて、上下水道課の予算について説明を求めます。

聖川上下水道課長。

○聖川上下水道課長 上下水道課の業務のうち、水道関係業務に係る予算について、御説明いたします。

予算書の111ページをお願いします。

下から、事業で言いますと3つ目なんですが、飲用水供給施設整備事業490万円につきましては、ボーリング等、飲用井戸の補助金1件当たり限度額70万円で、7件を見込んでおります。

その下、水道事業会計事業費2億7,798万3,000円につきましては、一般会計から水道事業会計へ補助金として支出するものでございます。

下水道関係の説明は、佐々木上下水道課特命担当課長が行います。

○金行委員長 佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木上下水道課特命担当課長 それでは、上下水道課業務のうち、下水道関係に係る予算について、説明をいたします。

19ページをお願いいたします。

歳入ですが、14款使用料及び手数料のうち、説明欄上段、し尿施設使用料643万円は、し尿収集運搬業者が、清流園にし尿及び浄化槽汚泥を投入する際の施設手数料です。

続いて下段、2節清掃手数料5,588万9,000円は、し尿処理にかかる収集手数料です。

25ページをお願いいたします。

16款県支出金のうち、下段、2節環境衛生費補助金、説明欄の浄化槽整備事業、過疎償還費補助金167万8,000円は、借り入れしている過疎債の元金償還額に対する県補助金です。

111ページをお願いいたします。

歳出ですが、4款衛生費のうち、説明欄、中段下、浄化槽整備事業特別会計繰出金1億5,159万3,000円と、その下、コミュニティプラント整備事業特別会計繰出金283万8,000円は、それぞれの会計への繰出金です。

113ページをお願いいたします。

説明欄下段、し尿処理事業費6,356万円は、12節委託料のし尿処理収集運搬業務委託料が主なもので、し尿を清流園で処理するために、収集運搬に要する経費です。

115ページをお願いいたします。

説明欄上段、清流園管理運営事業費の1億1,744万8,000円は、し尿処理施設清流園の管理運営に要する経費です。

主なものとして、10節需用費の4,205万5,000円のうち、消耗品は処理の過程で使用する薬品代、光熱水費は施設に係る電気代、11節役務費手数料は、汚泥運搬・処理にかかる費用、12節委託料の3,608万5,000円のうち、主なものは清流園の施設管理にかかる委託料、14節工事請負費は、各設備のメンテナンス補修や部品の交換等を予定しています。

117ページをお願いいたします。

6款農林水産業費のうち、説明欄下段の農業集落排水事業特別会計繰出金2億7,948万2,000円は、特別会計への繰出金です。

147ページをお願いいたします。

8款土木費のうち、説明欄上段、下水道事業会計事業費3億3,093万7,000円は、一般会計から下水道事業会計への補助金です。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって上下水道課に係る質疑を終了いたします。

これより、建設部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 すぐやる課を組織改編によって、支所から本庁に一本化するという、総務のときの話がありましたけれども、先ほど各町の予算配分等も確認をしましたが、市民の中には、すぐやる課が支所からなくなるので、機動力がどうなんだろうかというふうな声もありましたが、その辺の組織運営については、どのようなイメージを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○金行委員長 河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長 各支所に駐在しております職員が本庁へ集約ということはありますけれども、これまでとは変わらず、要望その他パトロール、市内全域行って、安全な道路の確保をしていきたいというふうに考えております。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 効率化の中でそういった形をされたということも理解できますが、距離的な時間、距離も遠くはなるところもありますし、体制が本庁が、支

所のすぐやる課が動いておったような状況に比べて、人員体制というのはどのようなイメージを持っておられるんですか。

○金行委員長 河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長 まだ係内の人員については、私どももまだ把握しておりませんので、人数的なものは分かりませんが、担当する地域というものを定めてですね、定期的なパトロール等を行っていくということで考えております。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 すぐやる課があつて、緊急性の対応に非常に有意義に動いてもらったというイメージが、市民の中には一応根づいたというところもあるんだと思いますので、そこら、今、課長おっしゃったように体制を整えて、これまでと遜色のないような対応をいただきたいというふうに希望しておきます。

もう1点、通学路の交通安全対策というのが、ちょっと確認をするんですけども、道路にペイントをして、やった場所が、何か所か今年度ありましたけれども、そういったことの評価といたしますか、効果といたしますか、そういったことも含めて、次年度もそういった取組というのを広げていくんでしょうか。お伺いします。

○金行委員長 河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長 交通安全対策プログラムというのが、教育委員会が主となって進めております。市内の小学校、中学校からの要望に対する危険箇所等の確認を、地域関係課で実際にですね、現地を歩いて、危険箇所の点検をしております。これに伴って、路面標示が必要な箇所、横断歩道が設置が必要な箇所、それぞれ担当する所掌の部署がですね、対応しているというところでございます。

すぐやる課に関するところでは、市道の通学路部分というところで、来年度においても何か所かの実施をしていくように計画をしております。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 私も高宮町内が基本的に確認できている場所があるんですけども、カーブのところにカラーペイントで、その歩行部分ですかね。その近くには児童生徒のお家があるというような、そういう関係で、こういうふうにやったんだなというイメージは分かりましたけれども、そういった子どもたち、いわゆる教育委員会との連携で、それは一旦評価がされたというふうに認識をされておりますか。

○金行委員長 河野すぐやる課長。

○河野すぐやる課長 例年、交通安全点検を行った後に、教育委員会のほうのホームページのほうで、通学路安全対策のプログラムというところで、箇所が公表されております。そちらについて、すぐやる課担当の箇所については、実施をしているところでございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、建設部に係る一般会計予算の審査を終了いたします。  
説明員入替えのため、暫時休憩にします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。  
ここで、議案第24号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計・公営企業会計予算の審査に移ります。

議案第28号「令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を議題といたします。

予算の概要について、説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 議案第28号「令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計」について、概要の説明をいたします。

予算書の294、295ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億7,445万6,000円としております。また、一時借入金の最高額を8,850万円と定めております。

この会計の主なものは、市内12地区の農業集落排水施設の維持管理に要する費用と、継続して実施をしております農業集落排水機能強化事業に係る費用を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長が説明をいたします。

○金行委員長 続いて、予算の説明を求めます。

佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木<sup>上下水道課特命担当課長</sup> それでは、安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算について、説明をいたします。

303ページをお願いいたします。

歳入ですが、説明欄上段の加入者分担金は、現年分として7件分、210万円。下水道使用料は、令和3年度の実績の7,836万円。農業集落排水事業県補助金は2,600万円。一般会計繰入金は2億7,948万2,000円。下水道債は8,850万円の借入れを予定しています。

次に、305ページをお願いいたします。

歳出ですが、説明欄上段の一般管理費は1,856万8,000円を計上し、主なものは、12節下水道事業地方公営企業法適用化にかかる業務委託料と、26節公課費、消費税納付金です。

説明欄中段の管理運営費は、238万5,000円を計上し、主なものは、12節委託料、下水道料金関係に係る業務委託料です。その下、施設管理費は、1億5,732万6,000円を計上しております。これは、農業集落排水処理場12施設と管渠及びポンプ施設の維持管理に要する経費です。

次に、307ページをお願いいたします。

中段の施設建設費、4,001万1,000円を計上し、これは農業集落排水施設の機能強化対策事業2期目に要する経費で、今年度は池田浄化センターの詳細設計並びに機能強化工事を行う予定です。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第28号「令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の審査を終了いたします。

次に、議案第29号「令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を議題といたします。

予算の概要について説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 議案第29号「令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」について、概要を説明します。

予算書の316、317ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,454万7,000円としております。

また、一時借入金最高額を2,720万円と定めております。

この会計の主なものは、市が管理しております約3,450基の浄化槽の維持管理に要する費用と、市が推進する市設置型浄化槽80基の設置に要する費用を計上しております。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明をします。

○金行委員長 続いて、予算について説明を求めます。

佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木上下水道課特命担当課長 それでは、安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算について説明をいたします。

325ページをお願いいたします。

歳入ですが、説明欄上段、加入者分担金は、現年度分80基分、1,760万円。浄化槽使用料は、令和3年度実績、1億4,199万6,000円。浄化槽整備事業国庫補助金は、公共浄化槽等整備推進事業の施設建設に係る補助金として4,310万円。浄化槽整備事業償還費補助金は、公共浄化槽等整備推進事業に係る下水道債の償還に伴う県補助金として、305万3,000円。一般会計繰入金は1億5,159万3,000円。浄化槽整備事業債は、施設建設に係る起債として、2,720万円の借入れを予定しています。

329ページをお願いいたします。

歳出ですが、説明欄上段、一般管理費は1,269万7,000円を計上し、主なものは、12節下水道事業、地方公営企業法適用化にかかる業務委託料と、26節公課費、消費税納付金です。

説明欄中段の管理運営費は376万円を計上し、主なものは、12節委託料、下水道料金関係に係る業務委託料です。その下、施設管理費は2億

4,768万9,000円を計上し、これは市が管理する約3,450基の浄化槽の管理に要する経費で、主なものとして、10節需用費、修繕料は機器の修繕にかかる費用、11節役務費の手数料は、浄化槽法に係る法定検査手数料。12節委託料の浄化槽管理委託料は、浄化槽法に係る保守点検、及び清掃費です。その下、施設建設費は8,815万6,000円を計上し、次のページ、14節工事請負費は、市が継続して事業を実施している公共浄化槽等整備推進事業で、今年度設置基数80基を予定をしています。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

329ページの上段枠の一般管理費の節の12の委託料ですね。下水道事業地方公営企業法適用化業務というのは、どういうことなんでしょうか。

○金行委員長

聖川上下水道課長。

○聖川上下水道課長

下水道事業地方公営企業法適用化業務ということで、これは、現在この後、予算のほうを審査していただきます下水道事業会計、これには今現在、従来は公共下水道特別会計と特定環境保全公共下水道事業特別会計、この2つが地方公営企業法の適用で会計をしておりますが、総務省からの指導で、令和5年度いっぱいまでで、その他の下水道事業、うちで言いますと農業集落排水と浄化槽の特別会計、これも地方公営企業法の法的化をする必要があることとなりました。そのために、現在持っている固定資産、そういったものの調査でありますとか、そういった関係に業務を行うものです。

以上です。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

公営企業法の適用を受けていない浄化槽関係の事業が、今度、将来公営企業法の適用を受けるための業務を整理するための委託料ということですか。

○金行委員長

聖川上下水道課長。

○聖川上下水道課長

そのとおりです。

○金行委員長

ほかに質疑ございますか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、議案第29号「令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の審査を終了いたします。

次に、議案第30号「令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を議題といたします。

予算の概要について説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長

議案第30号「令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」について、概要を説明します。

予算書の342、343ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ489万5,000円としております。

この会計の主なものは、甲田町吉田口地区に対象とした、下水道施設の維持管理に要する経費でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたします。

○金行委員長 続いて、予算について説明を求めます。

佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木<sup>上下水道課特命担当課長</sup> それでは、コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算について説明をいたします。

349ページをお願いいたします。

説明欄上段、加入者分担金は、1件分の30万円。下水道使用料は、令和3年度の実績175万6,000円。一般会計繰入金は283万8,000円を見込んでおります。

350ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、説明欄中段、施設管理費は428万3,000円を計上し、これは、処理場1施設と管渠の維持管理に要する経費です。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第30号「令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の審査を終了いたします。

次に、議案第39号「令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件を議題といたします。

予算の概要について説明を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 それでは、議案第39号「令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算」について、概要の説明をいたします。

予算書は別冊になっております。1ページをお開きください。

事業の予定では、公共下水道事業区域と特定環境保全公共下水道区域を排水区域として、排水戸数3,393戸としております。維持管理業務に係ります収益的収支の3条予算の予定額は、収入が7億1,651万1,000円、支出が6億5,850万1,000円でございます。

次に、2ページをお開きください。

資本的収支の4条予算の支出予定額は、3億8,687万4,000円でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○金行委員長 続いて、予算について説明を求めます。

佐々木上下水道課特命担当課長。

○佐々木<sup>上下水道課特命担当課長</sup> それでは、「令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算」の説明をい

たします。

予算書の20ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明します。

この予算は、下水道事業の経営活動に伴い、発生する収入と、それに対応する営業等の費用の第3条予算です。

収入の主なものは、1目1節下水道使用料が1億9,178万8,000円を見込んでいます。その下、他会計補助金3億1,926万2,000円は、一般会計からの補助金です。長期前受金戻入1億9,844万4,000円は、長期前受金の当年度分償却費を収益化するものでございます。

21ページをお願いいたします。

1目管渠費は1,954万5,000円で、これは区域内のマンホールポンプ場及び管渠等の維持管理に要する経費で、主なものは、1節光熱水費は施設の運転にかかる電気代、2節修繕費は機器等の修繕にかかる費用、4節委託料は、ポンプ施設等の清掃にかかる費用です。

続いて、2目処理場費は1億9,609万2,000円で、これは下水道処理場4施設の維持管理に要する経費で、主なものは、2節光熱水費は施設の運転に係る電気代、7節委託料は、処理で発生する汚泥処理に係る費用、8節委託料は、処理場の施設維持管理に係る費用です。また、3目総係費ですが、10節委託料2,705万8,000円は、主に下水道業務の料金関係、及び財務会計処理に係る費用と、下水道施設の統合基本計画の策定に係る費用です。

次のページをお願いいたします。

4目の減価償却費は、各施設の資産償却費です。

続きまして、23ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明します。

この費用は、施設の更新、整備に要する建設改良費と、これに要する資金の予定額の費用の第4条予算です。

主な収入ですが、1目1節加入者分担金540万円は、18件の加入を見込んでおります。その下、建設改良費250万円は、処理場の更新に係る設計に見立てるため、借入れを予定するものです。資本費平準化債は1億2,130万円の借入れを予定するものです。国庫補助金は、917万5,000円は、甲田浄化センターの更新に要するため、国から補助金を受け入れるもので、他会計補助金1,167万5,000円は、施設の更新に伴う過疎債等を一般会計から繰り入れするものです。

24ページをお願いいたします。

次に支出です。1目処理場建設改良費2,335万円の主な内容は、甲田浄化センター耐震診断業務1,835万円と、吉田浄化センター汚泥配管更新業務の500万円を予定しています。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第39号「令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算」の審査を終了いたします。

次に、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を議題といたします。

予算の概要について、説明を求めます。

小野公営企業部長。

○小野公営企業部長 それでは、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」について、概要の説明をいたします。

予算書は別冊になっております。1ページをお開きください。

業務の予定量は、給水戸数1万827戸としております。維持管理等に係ります収益的収支の3条予算の予定額は、収入が9億2,389万4,000円、支出が9億1,781万円でございます。

次に、2ページをお開きください。

資本的収支の4条予算の支出予定額は、5億5,185万6,000円でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたします。

○金行委員長 続いて、予算について説明を求めます。

聖川上下水道課長。

○聖川上下水道課長 予算書の20ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の主なものでございますが、給水収益は5億199万6,000円を予定しております。他会計補助金2億5,798万3,000円は、一般会計からの補助金です。長期前受金戻入1億4,727万9,000円は、長期前受金の当年度分償却費を収益化するものです。

次に、21ページをお願いいたします。

支出の主なものでございますが、原水及び浄水費の3節動力費5,192万9,000円は、取水場、浄水場の施設の電気料金でございます。続いて、6節委託料1億2,880万4,000円は、施設の保守点検、運転管理、原水の水質管理、用品調達関連業務などの委託料でございます。続いて、配水及び給水費、7節委託料6,246万4,000円は、末端給水の水質検査、漏水調査、修理等の管理業務の委託料でございます。

22ページをお願いいたします。

総係費の1節給料につきましては、職員5名分を予定しております。12節委託料5,468万9,000円は、主に水道業務の窓口料金関係の委託料でございます。15節の負担金は、広島県水道広域連携に係る企業団設立準備協議会負担金などを計上しております。減価償却費、1節有形固定資産減価償却費4億2,275万5,000円は、各施設の資産償却費でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

主な収入でございますが、加入分担金1,155万円は、90件の加入を見込んでおります。工事負担金1,650万円は、県道改良等に伴う負担金を見込んでおります。県補助金4,000万円は、老朽化した配水管の更新工事に伴う県補助金でございます。企業債1億4,170万円は、各種建設改良事業に充てるために借入れをするものです。

25ページをお願いします。

次に、支出でございますが、原水及び浄水施設新設改良費5,000万円の主な内容は、向原中央浄水場設備改造及び各浄水場の機器等の更新費用でございます。

配水施設新設改良費1億6,200万円の主な内容は、老朽管更新工事に係ります委託料及び工事請負費でございます。

固定資産取得費2,240万4,000円は、水道広域連携に伴う施設の最適化に伴い、広島県より土師ダムの水利権の譲渡を受けるもの、及び広域化に係る施設整備の負担金です。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の審査を終了します。

以上で、建設部に係る特別会計・公営企業会計予算の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

午後 2時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

ここで、執行部からの先ほどの発言で訂正がございますので、許可します。

小野公営企業部長。

○小野公営企業部長 先ほど私が説明いたしました農業集落排水の中の一時借入金の最高額を8,850万円と説明をさせていただきました。この金額について、訂正をさせていただきます。

説明資料の293ページ、農業集落排水場特別会計予算の中の第3条に、地方自治体の一時借入れの最高限度額を5,000万円と定めると書いております。したがって、最高限度額の借入額は5,000万円が正しくて、8,850万円は間違いでございます。

同じく、浄化槽の借入最高額、説明では2,720万円と申しましたが、同じく315ページ、浄化槽特別会計予算第3条には、7,000万円を最高額

として定めております。したがって、7,000万円が正しい金額でございます。

以上、訂正をさせていただきます。

○金行委員長 執行部交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて再開いたします。

議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の審査を再開いたします。

これより、議会事務局の予算の審査を行います。

予算の概要について説明を求めます。

森岡議会事務局長。

○森岡議会事務局長 それでは、議会事務局の予算概要について、説明をいたします。

当初予算資料の主要事業の中には事業の掲載がありませんけれども、令和4年度におきましては、本年度末で実施をすることができました常任委員会のYou Tube配信、また、仕事目標に掲げて進めておりました常任委員会記録の全文筆記による委員会記録のホームページでの公開など、情報公開の充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書の40、41ページをお開き願います。

40ページ上段、議会費の令和4年度予算額は1億6,900万4,000円を計上いたしております。前年度対比で308万円の減額となっております。

41ページ説明欄で、3つの事務事業を掲げ事務を行っております。議会運営事業費、議会広報事業費、議会調査事業費でございます。

各事業費の詳細につきましては、予算書に基づきまして、事務局次長が説明をいたします。

○金行委員長 続いて、予算の説明について説明を求めます。

國岡議会事務局次長。

○國岡議会事務局次長 それでは、議会費の概要について御説明しますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入ですが、37ページを御覧ください。

ページの中ほどから少し下の部分になります。21款5項2目雑入の議会関係雑入ですが、1万円を計上しております。これは、議員活動における資料等のコピー、それから情報公開で使用される際のコピー代です。

歳入は以上になります。

次に、歳出でございます。

41ページにお戻りください。

説明欄の議会の活動及び運営に要する経費でございます。

まず、議員人件費です。昨年度から88万7,000円減額の1億1,277万3,000円で、議員16名分の人件費を計上しております。

続いて、一般職員人件費です。

昨年度から、88万6,000円増額の4,195万6,000円で、職員5名分の人件費です。

続いて、議会運営事業費ですが、こちらは昨年度から89万4,000円減額の648万2,000円です。

主なものは、9節旅費209万2,000円で、定例会や委員会の出席に係る費用弁償、正副議長の公務出張に係ります旅費及び随員の出張旅費でございます。

次に、12節委託料190万8,000円は、本会議の会議録並びに当初予算、決算審査に係る委員会会議録の作成委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料の92万4,000円は、会議録翻訳に使用します音声認識システム使用料でございます。

続いて、議会広報事業費ですが、昨年度から29万8,000円増額の203万3,000円です。議会だよりの印刷製本費と会議録検索システム保守委託料でございます。

43ページを御覧ください。

最後に、議会調査事業費ですが、昨年度から248万3,000円減額の576万円です。18節負担金補助及び交付金に、議員16名分の政務活動費を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、議会事務局の質疑を終了し、議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の審査を終了いたします。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩します。

及び換気のため、2時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

議案第24号に対して、児玉委員から修正案が提出されております。

修正案と議案第24号を併せて議題といたします。

修正案について、提出者の説明を求めます。

児玉委員。

○児玉委員

議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」に対する修正案について、説明をいたします。

本修正案は、地方自治法第115条の3及び安芸高田市議会会議規則第99条の規定により、提出するものです。

修正内容は、3月7日の本会議において、安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、令和4年度安芸高田市一般会計特別職人件費を1,213万8,000円減額し、所要の修正をするものです。

修正案を順次説明いたします。

修正案の別紙2ページを御覧ください。

歳入歳出の総額を198億2,100万円から1,213万8,000円減額し、198億886万2,000円に改めるものです。歳入につきましては、19款繰入金、3項基金繰入金を9億7,783万円から9億6,569万2,000円に改め、歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費を27億195万3,000円から26億8,981万5,000円に改めます。

5ページ、6ページを御覧ください。

総務一般事務に要する経費ですが、10億3,223万6,000円から、10億2,009万8,000円への減額、1,213万8,000円の内訳ですけれども、特別職人件費を5,193万3,000円から3,979万5,000円に改め、給料を2,712万円から1,872万円に改め、また、職員手当を1,742万2,000円から1,368万4,000円に改めるものです。

提案理由は先ほど申し上げましたが、安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例が可決されたことから、令和4年度一般会計予算に含まれております特別職の給与を見直すための修正案であります。

何とぞ御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 修正予算が出たわけですけれども、当然、条例が変更になった関係で、1名分の副市長予算が減額になったということですが、これが全体の予算に対してどのように影響を持つのか、御意見があればお伺いしたいと思います。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 今回の条例改正の中で、いろいろ御審議があったと思うんですけれども、いろいろな御審議の過程で、そういう過程を通して、その上で提出された条例が可決されたということですから、可決された条例に基づいて、一般会計の当初予算を減額修正したということで、御理解いただければと思います。

条例改正がされますと、ほかの関連するもの、修正されるものは、ほかのものは修正されると理解しておりますので、予算の減額もその1つだろうと考えて提案させていただいております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございますか。

熊高委員。

○熊高委員 ほかのものも修正されるんだろうという御意見、御答弁ですが、具体的に何を想定されておりますか。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 具体的にどうこうという考え方じゃなくて、まあそういうことだろうという一般論で申し上げましたが、特に副市長が2名から1名に定数条例が可決されたということで、減額修正を提出しなくても、予算執行できないとは思いますが、やはり副市長の定数を改正しておきながら、予算をそのままにしておくということは、やはり市民の皆さんになかなか御理解いただけないんじゃないかと思って、提案させていただいております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑は。

熊高委員。

○熊高委員 児玉委員おっしゃるとおりなんです、これまでの議論の経緯を含めてというふうな提案もありましたので、これまでの議論の経緯を見ると、コロナ禍の状況とか、災害の状況とか、そういったことも含めて、いろいろ議論がなされた経緯の中で、先ほどおっしゃったように、当然このまま修正案を出さなくても、自動的にその1名分の副市長予算というのは、削減されてくるんだというふうなことを思っておりますが、あえてここで出されたということは、今後の予算に対して、これまでの議論を踏まえたいろんな思いがあって出されたのかなという思いがしますが、そこまでは今のところないとおっしゃったんですが、それでよろしいでしょうか。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 確かに、定数条例の改正のときに、いろいろ御意見がありましたけれども、やはりあくまでも議会というのは、増額修正とか、あるいは予算執行に関しては権限がありませんから、今後、一般質問や委員会での審議を通して、執行部と意見交換される上で、それぞれの考えを実現されるために、努力されるのかなということを言われたんじゃないかなと、個人的には思っております。

もう一度言いますが、定数、そういった過程を通して提出された条例が可決された上で出しておる修正案ということで、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計」に対する討論を行います。

す。

討論は修正案を含めて討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○金行委員長 賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○金行委員長 討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○金行委員長 討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど説明がありましたとおり、条例で副市長体制1人というふうに決まりましたので、1名体制とするのは当然だと思います。ただ、これまで、この副市長問題が、ちょうど昨年の3月から、1年間続いてきたわけですが、やはり執行部との対話というのは、必要だと思います。これまで断り続けてきた経緯がありますので、これを1つの区切りとして、しっかりと対話をしていくような議会運営を図っていきたいという決意を込めまして、修正案に賛成とする次第でございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○金行委員長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の件を採決いたします。

まず、本案に対する、児玉委員から提出された修正案について、起立により採決します。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金行委員長 起立多数であります。

よって、修正案は可決すべきと決しました。

次に、原案の修正部分以外について、採決します。

原案の修正部分以外について決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金行委員長 起立多数であります。

よって、原案の修正部分以外について、可決すべきと決しました。

続いて、議案第25号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計」の件から、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の16件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○金行委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
ここで、採決の方法についてお諮りします。  
討論がありませんでしたので、本案16件について一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○金行委員長 異議なしと認めます。御異議ありませんので、さように決定いたしました。

これより、採決を行います。

議案第25号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の16件を起立により採決いたします。

本案16件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○金行委員長 起立多数であります。  
よって、本案件16件は原案のとおり可決すべきと決しました。  
以上で、本委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。  
なお、委員会報告書の作成について、皆さんからの御意見がありましたら発言をお願いします。

〔発言なし〕

○金行委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○金行委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。  
次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。  
本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関することにつきましては、調査の必要性が生じた場合、閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○金行委員長 異議なしと認め、さように決定しました。  
なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、「閉会中の継続調査について」終了いたします。

以上をもって、第12回予算決算常任委員会を閉会します。

御苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時40分 閉会